

---

---

新潟県中越大震災復興計画  
事業計画（平成19年度版）

事業概要書

---

---



平成19年 4 月  
新 潟 県



# 目次

基本事業の体系	-----	1
基本事業の概要	-----	7

## I 生活再建支援策

### 1 生活再建

#### (1) 住宅再建

① 自力再建への支援	-----	7
② 県産材活用等による自力再建への支援	-----	12
③ 自力再建困難者への支援	-----	14
④ 防災集団移転等への支援	-----	18
⑤ 災害廃棄物の処理支援	-----	19

#### (2) 生活支援

① 応急仮設住宅の環境改善の支援	-----	20
② 心身の健康づくりの支援	-----	21
③ 高齢者・障害者の生活支援	-----	24
④ 子どものこころのケア	-----	25
⑤ コミュニティ再生への支援	-----	27

#### (3) 生業再建

① 農地・農業用施設の復旧及び支援	-----	31
② 林業施設の復旧	-----	34
③ 養鯉業の再建支援	-----	35
④ 畜産業の再建支援	-----	37
⑤ 商工業の再建支援	-----	38
⑥ 被災者の就業支援	-----	42

### 2 生活基盤の復旧

#### (1) 公共土木施設等の復旧

① 道路・河川の復旧等	-----	45
② 土砂災害の復旧	-----	46
③ 水道の復旧支援	-----	46
④ 合併処理浄化槽の復旧支援	-----	47
⑤ 地籍調査の促進	-----	47

#### (2) 公共施設等の復旧

① 医療施設・社会福祉施設等の復旧支援	-----	49
② 教育・文化施設等の復旧支援	-----	49
③ 情報通信施設の復旧支援	-----	52

## Ⅱ 復興施策

### 1 中山間地域の復興

#### (1) 中山間地域の農林業の再生

- ① 農林業の経営体制の再編・強化の支援 ----- 53
- ② 営農再編に合わせた農業基盤整備の促進 ----- 58
- ③ 担い手確保の支援 ----- 60

#### (2) 中山間地域の活性化

- ① 新たな産業おこしへの支援 ----- 61
- ② 地域資源を活かした観光・交流産業の支援 ----- 62

### 2 産業・観光の復興

#### (1) 新産業の創出

- ① 新たな事業展開への支援 ----- 65
- ② 企業誘致の促進 ----- 68

#### (2) 県内観光の復興

- ① 県内観光の復興 ----- 71

### 3 まちの再生

#### (1) まちなかの再生

- ① 快適で安全な都市づくり支援 ----- 73
- ② 商店街の復興支援 ----- 75

#### (2) 住宅・街並みの整備

- ① 住宅地の復興支援 ----- 78

### 4 災害に強い県づくり

#### (1) 防災体制の強化

- ① 地域防災体制の再構築 ----- 80
- ② 災害時医療救護体制の充実・強化 ----- 81
- ③ 災害ボランティア活動の支援 ----- 83
- ④ 災害情報の入手困難者への支援 ----- 83

#### (2) 防災基盤の強化

- ① 緊急輸送ネットワークの整備 ----- 85
- ② 自然の猛威に備えた防災施設の整備と強化 ----- 85
- ③ 公共的施設の耐震性強化 ----- 88
- ④ 住宅の耐震性強化の促進 ----- 90
- ⑤ 災害に強い水道施設の整備 ----- 91
- ⑥ 災害に対応できる情報通信基盤の整備 ----- 92

### 5 震災の経験と教訓の継承・発信

#### (1) 震災メモリアルと総合的教育研究機関

- ① 震災メモリアル拠点構想 ----- 95
- ② 震災アーカイブス・ミュージアムの整備 ----- 95
- ③ 防災・安全に関する総合的教育研究機関の開設促進 ----- 96

## Ⅲ 計画全般にかかる事業

凡 例

「基本事業の概要」は、次のように統一的に記載しています。

記 載 例

**(1) ○○○○**

① ○○○○○○○○○○  
 【基本事業 △△△△ ○○○○○○○○○○○○○○○○】

	事 業 名	事業主体	事 業 概 要
01	○○○○○○ <b>【県独自事業】</b>  <b>【○○○課】</b>	○○○	..... 1 ○○○○ (1) ○○○○ ①○○○○ ア) ○○○○
02	○○○○○○ (復興基金事業)	○○○	..... 1 ○○○○ (1) ○○○○ ①○○○○

- ・【基本事業 △△△△】 「新潟県中越大震災復興計画 事業計画（平成19年度版）」の『基本事業』の欄に記載した5桁の整理番号と照合したもの
- ・【課 名】 事業の担当課名
- ・【県独自事業】 震災からの復旧・復興のため、新規に取り組む事業及び既存事業で特に重要な県独自（国庫補助等によらない）事業
- ・（復興基金事業） 財団法人新潟県中越大震災復興基金が実施する事業
- ・ 新規 平成19年度新規事業
- ・ 追加 復興計画事業計画(平成18年度版)策定後、現在までに追加実施した事業

○ 「事業主体」は、補助金、交付金、貸付金、利子補給等の事業については、補助対象、交付対象、貸付対象、利子補給対象等となる者を示しています。



# 基本事業の体系

## I 生活再建支援策

### 1 生活再建

#### (1) 住宅再建

① 自力再建への支援	11101	自力再建への支援
② 県産材活用等による自力再建への支援	11201	県産材を活用した住宅再建への支援
	11202	県産材を活用した住まい・まちづくりへの支援
	11203	地域の特性に合わせた住宅再建への支援
③ 自力再建困難者への支援	11301	災害公営住宅等の整備への支援
	11302	高齢者共同住宅の整備・運営への支援
	11303	自宅再建困難者の多様な居住形態への支援
④ 防災集団移転等への支援	11401	防災集団移転への支援
	11402	がけ地近接等危険住宅移転への支援
	11403	空家住宅の活用等への支援
⑤ 災害廃棄物の処理支援	11501	災害廃棄物の早期適正処理への支援

#### (2) 生活支援

① 応急仮設住宅の環境改善の支援	12101	応急仮設住宅の生活支援
② 心身の健康づくりの支援	12201	心身の健康づくりの支援
③ 高齢者・障害者の生活支援	12301	高齢者・障害者の自立生活への支援
	12302	高齢者・障害者の住まいへの支援
	12303	高齢者の社会参加の支援
	12304	障害者の生活支援
④ 子どものこころのケア	12401	乳幼児等のこころのケア
	12402	スクールカウンセラーの派遣
	12403	教育復興加配教員の配置
⑤ コミュニティ再生への支援	12501	地域コミュニティ再建への支援
	12502	復興支援ネットワークへの支援
	12503	被災者の生活交通確保への支援

### (3) 生業再建

① 農地・農業用施設の復旧及び支援	13101 農業基盤の復旧への支援 13102 自力で復旧可能な農地への支援
② 林業施設の復旧	13201 中山間地の安全・安心な生活環境の確保 13202 林業基盤の復旧への支援
③ 養鯉業の再建支援	13301 養鯉施設の復旧への支援 13302 錦鯉養殖業の経営再建に向けた支援
④ 畜産業の再建支援	13401 畜産業の経営再建に向けた支援
⑤ 商工業の再建支援	13501 被災した中小企業者等への支援
⑥ 被災者の就業支援	13601 被災者の就業への支援

## 2 生活基盤の復旧

### (1) 公共土木施設等の復旧

① 道路・河川の復旧等	21101 早急な道路機能の回復 21102 早急な河川機能の回復 21103 復興支援のための道路の早期供用
② 土砂災害の復旧	21201 安全・安心な生活空間の確保
③ 水道の復旧支援	21301 水道施設の復旧への支援
④ 合併処理浄化槽の復旧支援	21401 合併処理浄化槽設置の支援
⑤ 地籍調査の促進	21501 地籍データ再生への支援

### (2) 公共施設等の復旧

① 医療施設・社会福祉施設等の復旧支援	22101 医療施設等の復旧支援 22102 社会福祉施設等の復旧支援
② 教育・文化施設等の復旧支援	22201 私立学校施設の復旧支援 22202 文化財等の修理・修復への支援 22203 無形文化材の復興・保存への支援 22204 民俗・歴史資料保存への支援
③ 情報通信施設の復旧支援	22301 情報通信基盤施設の復旧への支援



## Ⅱ 復興施策

### 1 中山間地域の復興

#### (1) 中山間地域の農林業の再生

- |                          |   |       |                     |
|--------------------------|---|-------|---------------------|
| ① 農林業の経営体制の再編<br>・強化の支援  | — | 31101 | 営農の継続に向けた支援         |
|                          | — | 31102 | 農業の法人化等への支援         |
|                          | — | 31103 | 地域農業の生産体制の再構築に向けた支援 |
|                          | — | 31104 | 林業への支援              |
|                          | — | 31105 | きこの産地の復興への支援        |
| ② 営農再編に合わせた農業<br>基盤整備の促進 | — | 31201 | 生産性を高める農地整備等への支援    |
|                          | — | 31202 | 担い手育成や農地利用集積に向けた支援  |
| ③ 担い手確保の支援               | — | 31301 | 多様な担い手の確保への支援       |
|                          | — | 31302 | 就農者の確保・育成への支援       |
|                          | — | 31303 | 農村女性の活動促進への支援       |

#### (2) 中山間地域の活性化

- |                           |   |       |                    |
|---------------------------|---|-------|--------------------|
| ① 新たな産業おこしへの支援            | — | 32101 | 中山間地の特性を活かした取組への支援 |
|                           | — | 32102 | 食品産業と産地の連携に向けた支援   |
| ② 地域資源を活かした観光<br>・交流産業の支援 | — | 32201 | グリーン・ツーリズムの推進      |
|                           | — | 32202 | 豊かな自然の保全とふれあいの推進   |

### 2 産業・観光の復興

#### (1) 新産業の創出

- |               |   |       |                  |
|---------------|---|-------|------------------|
| ① 新たな事業展開への支援 | — | 41101 | 中小企業への支援         |
|               | — | 41102 | 建設産業の新展開への支援     |
|               | — | 41103 | 新エネルギーの普及啓発      |
| ② 企業誘致の促進     | — | 41201 | 企業の立地促進への支援      |
|               | — | 41202 | 防災・安全産業の誘致、創業の促進 |
|               | — | 41203 | 地域内再投資の支援        |

#### (2) 県内観光の復興

- |           |   |       |               |
|-----------|---|-------|---------------|
| ① 県内観光の復興 | — | 42101 | 観光復興キャンペーンの展開 |
|           | — | 42102 | コンベンションの推進    |
|           | — | 42103 | 観光施設の整備支援     |

### 3 まちの再生

#### (1) まちなかの再生

① 快適で安全な都市づくり支援	51101	地域コミュニティ確保のための住宅周辺環境整備への支援
	51102	快適で安全な都市基盤整備の推進
② 商店街の復興支援	51201	商店街の復興に向けた支援

#### (2) 住宅・街並みの整備

① 住宅地の復興支援	52101	住宅地の復興に向けた支援
------------	-------	--------------

### 4 災害に強い県づくり

#### (1) 防災体制の強化

① 地域防災体制の再構築	61101	県の防災・危機管理防災施策の戦略的推進
	61102	県の危機管理体制の充実・強化
	61103	自主防災組織の支援
	61104	津波対策の推進
	61105	住宅再建等支援制度の検討
② 災害時医療救護体制の充実・強化	61201	災害拠点病院の整備
	61202	被災地に対する医療支援活動の調整・連携機能の強化
	61203	災害派遣医療チーム（DMAT）の整備
	61204	医療資器材の備蓄、配備
③ 災害ボランティア活動の支援	61301	災害ボランティア活動の支援
④ 災害情報の入手困難者への支援	61401	視聴覚障害者に対する情報支援
	61402	在住外国人への支援

#### (2) 防災基盤の強化

① 緊急輸送ネットワークの整備	62101	地域高規格道路の整備推進
	62102	災害に強い道路づくりの推進
② 自然の猛威に備えた防災施設の整備と強化	62201	災害に備えた防災事業の推進
	62202	堤防等河川管理施設の点検・対策の強化
	62203	災害時及び平常時における防災情報の充実
	62204	インターネットを使用した地盤情報システムの構築
③ 公共的施設の耐震性強化	62301	庁舎施設の耐震性強化と設備充実
	62302	県立学校施設の耐震性強化
	62303	医療施設の耐震性強化

④ 住宅の耐震性強化の促進	62401	住宅の耐震強化への支援
	62402	公営住宅の耐震改修
⑤ 災害に強い水道施設の整備	62501	水道施設整備への支援
⑥ 災害に対応できる情報通信基盤の整備	62601	情報通信格差の是正支援
	62602	衛星携帯電話の整備支援

## 5 震災の経験と教訓の継承・発信

### (1) 震災メモリアルと総合的教育研究機関

① 震災メモリアル拠点構想	71101	震災メモリアルパーク構想の検討
	71102	復興イベントの開催
② 震災アーカイブス・ミュージアムの整備	71201	震災の資料・記録の収集と伝承
③ 防災・安全に関する総合的教育研究機関の開設促進	71301	防災・安全に関する総合的教育研究の支援
	71302	総合研究センターの設置検討

## Ⅲ 計画全般にかかる事業



# 基本事業の概要

## I 生活再建支援策

### 1 生活再建

#### (1) 住宅再建

##### ① 自力再建への支援

##### 【基本事業 11101 自力再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 被災者生活再建支援金支給事業  【防災企画課】	住宅被災者	<p>生活基盤に著しい被害を受け、生活を再建することが困難な被災者に対して、その生活の開始を支援する。</p> <p>1 補助対象世帯：以下の全ての要件に合致する世帯</p> <p>①全壊世帯及び大規模半壊世帯 ②世帯収入の合計額等が以下のいずれかの世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年収500万円以下</li> <li>・世帯主の年齢が45歳以上で年収500超～700万円又は要援護世帯</li> <li>・世帯主の年齢が60歳以上で年収700超～800万円又は要援護世帯</li> </ul> <p>2 支援対象経費：</p> <p>①生活関係経費 物品購入費又は修理費、医療費、移転費、礼金等</p> <p>②居住関係経費 住宅の解体・撤去・整地費、民間賃貸住宅の家賃、住宅建設購入に係る借入金利息等</p> <p>3 支給限度額：</p> <p>①全壊世帯 最大300万円 ②大規模半壊世帯 最大100万円</p> <p>4 負担割合：国 1/2、県 1/2 (都道府県が拠出した基金を財源とする。)</p> <p>5 申請期間：</p> <p>①生活関係経費 災害発生から41ヶ月 ②居住関係経費 (家賃等) 災害発生から25ヶ月 ③居住関係経費 (家賃等以外) 災害発生から37ヶ月</p>
02 新潟県中越地震被災者生活再建支援事業 【県独自事業】  【防災企画課】	市町村	<p>中越大震災で大きな被害を受けた被災者に対して、市町村が生活再建のために必要な生活必需品の購入経費等の一部を補助した場合に、市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：全市町村</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>①生活関係経費 物品購入費又は修理費、医療費、移転費、礼金等</p> <p>②居住安定関係経費 住宅の解体・撤去・整地費、住宅の改築補修費、建築・補修費等</p> <p>3 負担割合：県 2/3、市町村 1/3</p> <p>4 事業期間：災害発生から37ヶ月</p>

	事業名	事業主体	事業概要
03	被災者住宅復興資金利子補給 (復興基金事業)	住宅被災者等	<p>1 後払い方式 被災住宅の復興のために必要な資金を借り入れる者に対し、利子補給を行うことにより、被災者の住宅再建の促進を図る。</p> <p>(1) 利子補給対象者： 以下のいずれかに該当する者 ①新潟県中越大震災により自ら居住していた住宅（宅地を含む）に被害を受けた者（以下「被災者」という。）で、県内に自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者 ②被災者の親族であって、県内において、当該被災者が居住するための住宅を建設、購入又は補修する者</p> <p>(2) 利子補給対象資金： 平成20年3月31日までに金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した住宅ローン</p> <p>(3) 利子補給対象融資額： ・建設・購入の場合 1,100万円 ・補修の場合（宅地のみ補修を含む） 590万円</p> <p>(4) 利子補給期間：5年</p> <p>(5) 利子補給率： ・年収800万円以下 1.9% （給与所得者以外の者は所得金額600万円以下） ・年収800万円超 1.0% （給与所得者以外の者は所得金額600万円超）</p> <p>(6) 事業期間：平成17年度～平成26年度</p> <p>2 低利融資方式 被災住宅の復興のために必要な資金を貸し付ける金融機関に利子補給を行うことにより、被災者の住宅再建の促進を図る。</p> <p>(1) 融資対象者： 以下のすべてに該当する者 ①新潟県中越大震災により居住していた住宅に被害を受け、県内に再建、購入又は補修する者 ②り災証明書の交付を受けた者 ③平成20年3月31日までに金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した者</p> <p>(2) 融資限度額：1(3)と同じ</p> <p>(3) 融資金利： ・年収800万円以下 当初5年間「基準金利※」-1.9% （給与所得者以外の者は所得金額600万円以下） ・年収800万円超 当初5年間「基準金利※」-1.0% （給与所得者以外の者は所得金額600万円超） ※各金融機関が定める当初5年間に適用される金利</p> <p>(4) 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
04	災害被災者住宅再建資金貸付金 【県独自事業】	住宅被災者	<p>中越大震災により被災した住宅の再建のために資金の借入が必要な者に対し、県が金融機関に資金を預託する協調融資の方法により、低利の融資を行う。</p> <p>1 貸付対象：次のいずれにも該当する者 ①中越大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、県内において、自ら居住するための住宅を建設又は購入若しくは補修する者 ※平成19年度は、半壊以上の者を対象</p>

	事業名	事業主体	事業概要
	【建築住宅課】		<p>②独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）又は取扱金融機関から次に掲げる金額を借り入れても、資金が不足する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設、購入の場合 1,100万円</li> <li>・補修の場合 590万円</li> </ul> <p>2 貸付金額・貸付期間：</p> <p>①住宅の建設・購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸当たり10万円単位で50万円以上800万円まで</li> <li>・25年以内</li> </ul> <p>②住宅の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸当たり10万円単位で50万円以上400万円まで</li> <li>・20年以内</li> </ul> <p>3 貸付利率：</p> <p>機構の災害復興住宅融資の金利より1%低い金利</p>
05	災害復興住宅融資 （独立行政法人住宅金融支援機構）  【建築住宅課】	住宅被災者等	<p>独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者等に、被災住宅の再建に必要な資金を低利で貸し付ける。</p> <p>1 貸付対象：次のいずれにも該当する者</p> <p>①被災住宅に自ら居住、又は被災者に賃貸するために、住宅を建設又は購入若しくは補修する者</p> <p>②建設又は購入については、「災害復興住宅に関する認定書」、補修については「り災証明書」の発行を受けた者</p> <p>2 貸付金額・貸付期間：</p> <p>①建設資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造（一般） 1,400万円・25年以内</li> <li>・耐火、準耐火 1,460万円・35年以内</li> </ul> <p>②補修資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造（一般） 640万円・20年以内</li> <li>・耐火、準耐火 590万円・20年以内</li> </ul>
06	被災宅地復旧工事 （復興基金事業）	宅地被災者	<p>中越大震災により被害を受けた宅地の復旧工事等にかかる経費の一部を補助することにより、被災者の負担を軽減し、早期の復興を促進する。</p> <p>1 補助対象者：</p> <p>被災宅地の復旧工事を行う宅地所有者等で、</p> <p>①住宅金融公庫等の融資を受けることが困難な者</p> <p>②宅地に甚大な被害を受け、長期避難生活を余儀なくされている者</p> <p>2 補助対象経費：以下の工事に要する経費</p> <p>①法面の保護</p> <p>②排水施設の設置</p> <p>③整地</p> <p>④擁壁の設置</p> <p>⑤地盤調査</p> <p>⑥その他被災宅地の復旧に必要な工事で市町村長が認めたもの</p> <p>3 補助率：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧工事費400万円まで 1/2（補助限度額 200万円）</li> <li>・復旧工事費400万円超 2/3（補助限度額 なし）</li> </ul> <p>4 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>
07	高齢者・障害者向け住宅整備支援 （復興基金事業）	被災高齢者・障害者	被災した高齢者・障害者が居住し、かつ、対象者又はその親族が所有する住宅の再建に際し、その身体状況等に適した住宅とする場合、その費用の一部を補助するこ

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>とにより、住み慣れた地域での暮らしを確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者： <ul style="list-style-type: none"> <li>震災により所有する住宅が一部損壊以上の被害を受けた次の要件のいずれかに該当する者又はその家族</li> <li>①高齢者で介護保険法第19条の規程による要介護、要支援認定者</li> <li>②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</li> <li>③障害の程度欄が「A」の療育手帳の交付を受けている者</li> </ul> </li> <li>2 補助対象経費： <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅再建に伴う住宅のバリアフリー化に係る費用</li> <li>①居室及び廊下等の段差解消、手摺り取り付け等</li> <li>②トイレ、浴室、玄関の段差等の解消、手摺り取り付け等</li> <li>③段差解消機、階段昇降機の設置</li> <li>④ホームエレベーターの設置</li> </ul> </li> <li>3 補助限度額： <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者 30万円</li> <li>・障害者 50万円</li> </ul> </li> <li>4 補助率： <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯 10/10</li> <li>・所得税非課税世帯 3/4</li> <li>・その他の世帯 1/2</li> </ul> </li> <li>5 事業期間：平成17年度～平成19年度</li> </ol>
08	母子寡婦福祉資金貸付金利子補給 (復興基金事業)	母子寡婦福祉資金借受者	<p>中越大震災により被災した母子家庭の母又は寡婦が、住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ円滑に移転するため、県の母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金に限る。）を借り受けた場合に、借受者の負担軽減を図るため利子補給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利子補給対象者：以下の要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①中越大震災によって被災した者</li> <li>②母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子</li> <li>③住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ移転するため、母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金）を借り受けた者</li> </ul> </li> <li>2 利子補給対象経費： <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅資金又は転宅資金の借受者が実際に支払った利子（年利3%、違約金を除く。）</li> <li>※貸付申請期間 平成19年10月31日まで</li> </ul> </li> <li>3 補助率：利子補給相当額の10/10</li> <li>4 利子補給対象期間： <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅資金 据置期間経過後5年間</li> <li>②転宅資金 据置期間経過後3年間</li> </ul> </li> <li>5 事業期間：平成17年度～平成26年度</li> </ol>
09	生活福祉資金貸付金利子補給 (復興基金事業)	生活福祉資金借受者	<p>中越大震災で被災した低所得者等が、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）を借り受けた場合に、被災者の負担軽減を図るため利子補給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利子補給対象者：以下の要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①中越大震災によって被災した者</li> <li>②生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）を借り受けた者</li> </ul> </li> </ol>



	事業名	事業主体	事業概要
			2 利子補給対象経費： 生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）の借受者が実際に支払った利子（年3%、延滞利子を除く。） ※貸付受付期間 平成19年10月31日まで 3 補助率：利子補給相当額の10/10 4 利子補給期間：据置期間経過後5年間 5 事業期間：平成17年度～平成26年度
10	住宅債務（二重ローン）償還特別支援（復興基金事業）	住宅被災者	被災住宅に既存債務を有する者が、新たな借り入れにより住宅を再建する場合に、既往債務に係る支払利息を助成し、二重ローンの負担軽減を図る。 1 補助対象者： 中越大震災により被災し、県内に自らが居住するための住宅に係る新たな住宅債務を有する者であって、以下のいずれかに該当する者 ①建築基準法第39条第1項により「災害危険区域」として条例で指定された区域から新たに別の地域に移転する者 ②住宅を再建するため、金融機関等から新たに600万円以上借り入れする者 2 補助対象融資： 平成16年10月23日以前に金銭消費貸借契約を締結した住宅ローン（既往住宅ローン） 3 補助額： 1の①に該当する場合 既往住宅ローンの残債務の利子相当額（全期間） 1の②に該当する場合 既往住宅ローンの残債務の利子相当額（5年間） 4 事業期間：平成17年度～平成19年度
11	緊急不動産活用型融資制度（リバースモーゲージ型融資制度）（復興基金事業）	被災高齢者等	金融機関等からの融資を受けることが困難な被災高齢者等に対し、土地・建物の売却による一括返済を条件に、住宅再建資金を融資し、高齢者等の住宅再建を支援する。 1 貸付対象者：以下のいずれにも該当する者 ①自己所有の住宅が全・半壊し、仮設住宅等に入居している者 ②同居人が配偶者又は借受人若しくは配偶者の親である者 ③借受人及び配偶者の年齢が60歳以上の者 ④借受人及び配偶者の合計年収が180万円以下の者 ⑤貸付金の対象となる建物及び土地に他の抵当権等が設定されていないこと。 ※①～④については、その他市町村長又は知事が特に認める者 2 貸付対象：自ら居住する建物及び土地 3 貸付限度額：1,200万円 4 返済方法：借入者の死亡時に土地・建物の売却等により元利一括返済
12	中山間地型復興住宅支援（復興基金事業）	県内建築業者等	中山間地型復興住宅による住宅再建を促進するため、克雪対応、景観対応に係る経費の一部を補助することにより、中山間地域における自力再建を促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図る。 1 補助対象者： 中山間地型復興住宅を施工する県内建築業者

事業名	事業主体	事業概要
		2 補助対象経費： 被災地域の気候・風土等に適合し、自然豊かな風景になじむ市町村認定仕様で建築された住宅の建築に要する経費 3 補助額：180万円/棟 4 補助期間：平成18年度～平成19年度
13 住宅再建総合相談窓口設置 (復興基金事業)	市町村	弁護士、税理士、建築士等による相談窓口や一般相談を行う相談窓口の設置に要する経費を補助し、被災者の住宅再建を支援する。 1 補助対象者： 被災者の住宅再建を支援するため、総合住宅再建相談窓口を設置する市町村 2 補助対象経費： 窓口の設置に要する経費（住宅再建アドバイザー、弁護士等の派遣に伴う報酬・旅費） 3 補助率：10/10（補助限度額 350万円/年） 4 事業期間：平成18年度～平成19年度
14 水道施設整備支援 (復興基金事業) 追加	住宅被災者	中越大震災で居住していた住宅等が被災し、住宅移転を余儀なくされた被災者の水道配水管等の新たな敷設に要する経費を補助することにより、被災者の生活再建を促進する。 1 補助対象者： 中越大震災で居住していた住宅等が被災し、県内に住宅を移転して新築することを余儀なくされ、水道配水管等を新たに敷設する者 2 補助対象経費： 補助対象事業のうち、35万円を超える経費 ただし、宅地内の水道管工事費及び市町村等が工事費の一部を負担する経費を控除した額 3 補助率：10/10 4 事業期間：平成18年度～平成19年度

## ② 県産材活用等による自力再建への支援

### 【基本事業 11201 県産材を活用した住宅再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 越後杉で家づくり促進事業 【県独自事業】	新潟県森林組合連合会、新潟県木材組合連合会	中越大震災に伴う住宅再建により、今後生じる大量の木材需要に対して、越後杉ブランド等を十分に供給できる体制を緊急に構築するため、素材の運搬費や製品の乾燥費等を支援する。 1 事業内容 ① 県産素材広域供給支援事業 県産素材を被災地等のブランド認証工場等へ短期、大量に供給するため、素材運搬経費の一部を助成し、広域的な集荷供給体制を確立する。 ② 「にいがたの木の家」安全・安心資材供給支援事業 「強度が明らかな」越後杉ブランド等を供給するため、生産に不可欠な乾燥や強度測定等に係る経費の一部を助成し、安全・安心な住宅資材の供給体制を確立する。

事業名	事業主体	事業概要
【林政課】		2 補助対象： ①の事業 新潟県森林組合連合会 ②の事業 新潟県木材組合連合会 3 補助金額：(定額) ①の事業 1,540円/m <sup>3</sup> ②の事業 越後杉(乾燥) 7,100円/m <sup>3</sup> 越後杉(一般) 1,300円/m <sup>3</sup> 4 事業期間：平成17年度～平成19年度
02 越後杉で家づくり復興支援 (復興基金事業)	大工、工務店等	工務店と施主、ブランド材認証工場等の3者が連携して、越後杉(新潟県で生産されたスギ製材品)を使用して住宅を再建する場合に支援する。 1 補助対象者： 市町村が発行する一部損壊以上のり災証明書を有する者に住宅を供給する大工・工務店等 2 補助対象事業： 住宅再建に係る越後杉を購入する経費 ①越後杉のうち品質・性能が明確な「にいがたスギブランド材」を延べ床面積1㎡当たり0.07㎡以上使用すること。 ②災害救助法適用地域及び激甚災害法告示地域内で再建するものであること。 3 補助対象経費： 住宅再建に必要な施主における越後杉購入経費 4 補助率：1/2(補助限度額 1,000千円/棟) 5 事業期間：平成17年度～平成21年度
03 県産瓦使用屋根復旧支援 (復興基金事業)	屋根瓦工事事業者	中越大震災により被害を受けた住宅の建替えや修繕に伴う瓦屋根葺き工事について、品質の優れた県産瓦を使用した耐震葺き工法を推奨するため工事経費を補助する。 1 補助対象者：屋根瓦工事事業者 2 補助対象事業： 市町村が発行する一部損壊以上のり災証明書を有する住宅の新築や修繕に伴う屋根瓦の全面葺き工事 ※補助金により、施主の費用負担が軽減される。 3 補助対象経費： 県産瓦の購入及び瓦葺き工事に要する経費 4 補助率：1/2(補助限度額：850千円) 5 事業期間：平成17年度～平成21年度

【基本事業 11202 県産材を活用した住まい・まちづくりへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 越後のふるさと木づかい事業 (越後の木で街づくり事業) 【県独自事業】	市町村	被災した市町村が、県産材を使用して公営住宅を整備する場合に補助する。 1 補助対象：市町村 2 補助対象経費： 構造材及び外壁、内装材に県産材を使用した中越大震災の復興に係る公営住宅の木造・木質化に要する経費 3 補助率：国庫補助対象経費の5%以内 (内装材に県産材を使用する場合は木工事費の1/2以内)

事業名	事業主体	事業概要
【林政課】		4 事業期間:平成18年度～平成22年度
02 県産瓦使用屋根復旧支援 (復興基金事業)	屋根瓦工 事事業者	(再掲) 13ページ【基本事業 11201-03】参照

【基本事業 11203 地域の特性に合わせた住宅再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 雪国住まいづくり支援 (復興基金事業)	住宅被災 者	<p>多雪地域における居住環境の確保のため、雪国特有の住様式で住宅を再建する必要がある被災者に対し、その費用の一部を補助することにより、住宅の早期復興を促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域：災害救助法適用市町村</li> <li>2 補助対象者： 一部損壊以上の住宅を新たに雪国特有の住様式再建する者</li> <li>3 補助対象経費： 雪国特有の住様式に沿った住宅で再建する費用のうち、次に掲げるいずれかの経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)融雪式 屋根融雪装置施設（構造）のために要する全体工事費及び一般住宅より増加する建築工事費</li> <li>(2)落雪式 以下に掲げる工事費のうち該当するものの合計 <ol style="list-style-type: none"> <li>①一般住宅（カラー鉄板）と落雪式住宅（ステンレス鋼板、フッ素樹脂鋼板等の滑雪性能のある金属板）との屋根工事費の差額</li> <li>②屋根強制落雪施設（構造）に要する全体工事費</li> <li>③落雪した雪を消雪パイプ又は、融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水で溶かす装置に要する全体工事費</li> <li>④一般住宅と高床式との基礎工事費の差額</li> </ol> </li> <li>(3)耐雪式 一般住宅と耐雪式の住宅との建築工事費の差額</li> </ol> </li> <li>4 補助率：10/10（補助限度額 660千円/戸）</li> <li>5 補助期間：平成17年度～平成19年度</li> </ol>
02 中山間地型復興住宅支援 (復興基金事業)	県内建築 業者等	(再掲) 11ページ【基本事業 11101-12】参照

③ 自力再建困難者への支援

【基本事業 11301 災害公営住宅等の整備への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害公営住宅整備事業	市町村	<p>大震災により住宅が滅失し、かつ住宅に困窮している世帯に対して住宅を供給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象市町村： (1)罹災者公営住宅の場合（激甚法第22条） 滅失した住戸の戸数が次のいずれかに該当する市町村</li> </ol>

	事業名	事業主体	事業概要
	【建築住宅課】		<p>① 1 市町村で100戸以上  ② 1 市町村の区域内の住宅戸数の10%以上  (2) 災害公営住宅の場合（公営住宅法第8条）  (1)に該当しない市町村で滅失した住戸が存するところ</p> <p>2 入居対象者：  災害により滅失した住宅（損壊した部分の床面積が70%以上、または主要構造部の被害額が住宅の時価の50%以上）に居住していた低額所得者（収入月額26万8千円以下）</p> <p>3 補助対象戸数：  (1) 罹災者公営住宅 滅失した戸数の5割  (2) 災害公営住宅 滅失した戸数の3割</p> <p>4 負担割合：  (1) 罹災者公営住宅 国 3/4、市町村 1/4  (2) 災害公営住宅 国 2/3、市町村 1/3</p>
02	地域住宅交付金  【建築住宅課】	県、市町村	<p>地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援する。  地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。</p> <p>1 基幹事業：  ・公営住宅建設等事業  公営住宅・特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善  ・住宅地区改良事業等  ・住宅市街地総合整備事業のうち、密集住宅市街地整備型のもの  ・優良建築物等整備事業  ・住宅市街地基盤整備事業（上記事業に関連する公共施設整備）</p> <p>2 提案事業：  ・地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業等  例）・民間住宅の耐震改修・建て替え  ・公営住宅等の駐車場又は関連施設等（緑地、給水施設、排水処理施設等）の整備  ・公営住宅等の社会福祉施設等の一体的整備  ・住宅相談・住情報提供</p> <p>3 交付率：事業費に対して概ね45%</p>
03	小規模住宅地区等改良事業 （小規模住宅地区改良事業）  【建築住宅課】	市町村	<p>不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行う市町村等に対し、国が必要な助成を行う。</p> <p>1 対象地区：不良住宅15戸以上かつ5割以上  2 補助対象経費及び負担割合：  ・不良住宅の買収除却費  補助率：国 1/2、市町村 1/2  （跡地非公共 国 1/3、市町村 2/3）  ・小規模改良住宅の建設費  補助率：国 2/3、市町村 1/3  ・用地取得、公共施設、地区施設整備費  補助率：国 1/2、市町村 1/2</p>

事業名	事業主体	事業概要
04 災害公営住宅建設費補助事業 【県独自事業】  【建築住宅課】	市町村	<p>罹災者公営住宅等を整備する市町村に補助することにより、大震災により住家を失い、再建が困難な被災者の居住の安定を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象：罹災者公営住宅等を整備する市町村</li> <li>2 補助対象経費： 公営住宅の建設等に係る経費（補助対象工事費）のうち国が定める標準建設費を超えた部分</li> <li>3 補助金額：補助対象経費全額 ただし、標準建設費の10%を上限とする。</li> </ol>

【基本事業 11302 高齢者共同住宅の整備・運営への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 高齢者ハウス整備・運営補助 (復興基金事業)	社会福祉法人、NPO法人等	<p>震災により自宅が倒壊し再建ができないため、自宅での生活ができなくなった65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみ世帯が、引き続き住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、高齢者ハウスの整備・運営に補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者： 高齢者ハウスの整備・運営をする社会福祉法人及びNPO法人等</li> <li>2 補助対象経費： 高齢者ハウスの整備費（土地購入費は除く）及び運営費</li> <li>3 補助率：3/4以内</li> <li>4 補助限度額： ・整備費 新築 4,275千円/施設・人 (改修・改築も含む) ・運営費 100万円/年・施設</li> <li>5 補助期間：整備費 平成18年度～平成20年度 運営費 施設整備年度を含め6年間</li> </ol>

【基本事業 11303 自宅再建困難者の多様な居住形態への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 公営住宅入居支援 (復興基金事業)	市町村	<p>居住していた自宅が被災し、自力再建が困難なため公営住宅に入居する高齢者世帯等に対して家賃の減免を行う市町村に対して、補助金を交付することにより、被災高齢者等の生活再建を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象：市町村</li> <li>2 要件： 公営住宅に入居する次のいずれかに該当する世帯に対して減免を行うこと。 ①対象者 ア 居住していた住居が半壊以上の被害を受け、自宅の再建を断念した高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯 イ 居住していた民間賃貸住宅が半壊以上の被害を受けた高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯 ウ 居住していた住居又は民間賃貸住宅が一部損壊の被害を受け、自宅の再建を断念した高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯で、市町村長が交付</li> </ol>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>対象者として認める世帯</p> <p>②補助対象経費</p> <p>ア 収入月額6万円以下の者 減免規定に定める最低家賃との差額</p> <p>イ 収入月額6万円超の者 月額家賃の1/3相当額(千円未満切り捨て)</p> <p>3 補助期間：入居の日から5年間 (入居済者は事業開始から5年間)</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成25年度</p>
02	民間賃貸住宅入居支援 (復興基金事業)	住宅被災者	<p>被災者が賃借する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助することにより、被災者の生活再建を支援する。</p> <p>1 補助対象者：</p> <p>中越大震災により被災した次のいずれかの世帯</p> <p>①半壊以上の被災世帯 住居が半壊以上の被害を受け、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯。ただし、民間賃貸住宅に入居していた場合は、月額収入268千円以下(高齢者、身体・精神・知的障害者、子育て世帯)又は200千円以下(上記( )書きに該当しない世帯)の世帯。</p> <p>②市町村が認定する一部損壊の被災世帯 住居等が一部損壊の被害を受け、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯で市町村長が対象者として認定する世帯。ただし、民間賃貸住宅に入居していた場合は、上記①の収入基準を満たす世帯。</p> <p>③市町村長が認定する応急仮設住宅等退去世帯 平成18年6月1日以降に応急仮設住宅等から民間賃貸住宅に転居し、高齢者、身体・精神・知的障害者、子育て世帯、月額収入60千円以下の世帯(又はこれらに準ずる世帯)で市町村長が対象者として認定する世帯。</p> <p>2 補助対象住宅： 県内の一般の民間賃貸住宅(公的賃貸住宅を除く)</p> <p>3 補助金額：</p> <p>①半壊以上の被災世帯 1/2(補助限度額 30千円/月)</p> <p>②市町村長が認定する一部損壊の被災世帯 1/2 (補助限度額 30千円/月)</p> <p>③市町村長が認定する応急仮設住宅等退去世帯 10/10以内で市町村が認定する率、ただし、25か月目以降は1/2(補助限度額なし)</p> <p>4 補助期間： 入居の日から5年(入居済者は事業開始から5年間) ただし、生活再建支援法による家賃補助を受ける期間は補助対象期間から除くこととし、この期間を含めて5年間を限度とする。</p> <p>5 事業期間：平成18年度～平成25年度</p>
03	親族宅等同居支援 (復興基金事業)	被災高齢者等	<p>被災した自宅の再建が困難なため、親族宅等に同居することになった被災高齢者等に対し、同居に伴う経費の一部を補助することにより、被災高齢者等の生活再建を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 居住していた住居が被災し、自宅の再建を断念して親族宅等に同居する65歳以上の高齢者または障害者</p>

事業名	事業主体	事業概要
		2 補助金額：月額2万円/人 3 補助期間：同居の日から5年間 (既に同居している者は事業開始から5年間) 4 事業期間：平成18年度～平成24年度

#### ④ 防災集団移転等への支援

##### 【基本事業 11401 防災集団移転への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災集団移転促進事業  【地域政策課】	市町村	災害が発生した地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域（「移転促進区域」）内にある住居の集団的移転を促進するため、当該市町村に対して補助金を交付する。 1 補助対象：市町村 2 採択要件： ・「移転促進区域」は、今後も災害の危険性が高い地域として、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」に指定されること。 ・移転先に5戸以上（移転しようとする住居数が10戸を超える場合は、その半数以上の戸数）の規模の住宅団地を整備すること。 ・移転促進区域内からすべての住居が移転すること。 3 補助対象経費 ①住宅団地の用地取得造成 ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子補給） ③住宅団地に係る道路、上下水道等の公共施設整備 ④移転促進区域内の宅地及び農地の買い上げ ⑤住宅団地内の農林水産業共同施設の整備 ⑥移転者の住居移転に対する補助 4 補助率：国 3/4（地方財政措置があり実質94.25%） 5 補助限度額：17,535千円×移転戸数
02 新潟県防災のための住宅移転事業 【県独自事業】 【地域政策課】	市町村	防災集団移転促進事業と同一内容で、4戸以下の住宅を集団的、個別的に移転する場合に補助対象とする。 1 補助率：県 3/4（地方財政措置なし） 2 補助限度額：17,535千円×移転戸数

##### 【基本事業 11402 がけ地近接等危険住宅移転への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 がけ地近接等危険住宅移転事業	市町村	がけ地の崩落等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域について「危険住宅」の移転を行う者に対し補助金を交付する市町村に対し、国及県が補助金を交付する。 1 事業地区要件： ・建築基準法第39条第1項の規定による条例で指定した災害危険区域 ・建築基準法第40条の規定により条例で建築を制限し



事業名	事業主体	事業概要
【建築住宅課】		<p>ている区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域</li> </ul> <p>2 補助対象限度額：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却 780千円/戸（一般・特殊土壌地帯等とも）</li> <li>・一般 4,060千円/戸 （建物 3,100千円/戸、土地 960千円/戸）</li> <li>・特殊土壌地帯等 7,080千円/戸 （建物 4,440千円/戸、土地 2,060千円/戸、敷地造成 580千円/戸）</li> </ul> <p>3. 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>

【基本事業 11403 空家住宅の活用等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 小規模住宅地区等改良事業 （老朽住宅除却等事業）  【建築住宅課】	市町村	<p>不良住宅又は空家住宅の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害している一因となっている地域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅又は空家住宅の除却及び空家住宅の活用を行う市町村等に対し、国が必要な助成を行う。</p> <p>1 対象地域：過疎地域</p> <p>2 補助対象経費：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家住宅又は不良住宅の除却の費用の補助</li> <li>・空家住宅の活用に必要な費用の補助</li> </ul> <p>3 負担割合：国 1/2、市町村 1/2</p>

⑤ 災害廃棄物の処理支援

【基本事業 11501 災害廃棄物の早期適正処理への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害廃棄物の早期適正処理への支援  【廃棄物対策課】	市町村	<p>生活環境の保全のため市町村が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分について、早期に適正に処理が実施されるよう支援する。</p> <p>また、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業費について、国が補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象経費：災害廃棄物の収集、運搬、処分費用</p> <p>2 負担割合：国 1/2、市町村 1/2</p>

## (2) 生活支援

### ① 応急仮設住宅の環境改善の支援

#### 【基本事業 12101 応急仮設住宅の生活支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 応急仮設住宅維持管理等 (復興基金事業)	応急仮設住宅管理推進協議会	<p>応急仮設住宅等の適正な維持管理等を行う関係市町村等の応急仮設住宅管理推進協議会等に対し、共同利用施設の維持管理等の財政支援を行うことで、被災者の自立復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者： 応急仮設住宅の維持管理を行うため関係市町村等で組織する市町村単位の応急仮設住宅管理推進協議会</li> <li>2 補助対象事業： 応急仮設住宅の維持管理で、次のものに要する経費 ①共同利用施設の維持管理 ②入居者の維持管理支援 ③防火安全対策及び空き住戸の防犯措置 ④雪処理 ⑤集会所・談話室の光熱水費等の管理 ⑥高齢者・障害者向け住戸改善 ⑦応急仮設住宅間移転 ⑧家財置場用倉庫等借り上げ ⑨設置期間の延長に伴い必要な補修</li> <li>3 補助対象経費：上記補助対象事業にかかる経費</li> <li>4 補助金額： ・①～③に要する経費 1 団体当たり、管理する応急仮設住宅の戸数に一定の額を乗じて得た額と対象経費で実際に支出した額の、どちらか少ない方の額 ・④～⑨に要する経費 別に定める額</li> <li>5 事業期間：平成17年度～応急仮設住宅の存続期間</li> </ol>
02 仮設住宅等生活交通確保 (復興基金事業)	バス事業者等	<p>バス事業者等が実施する仮設住宅へのバス路線の新設・迂回運行等に要する経費を補助することで、仮設住宅入居者等の生活交通確保・利便性の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者： バス（乗合タクシー含む）事業者、民間非営利団体</li> <li>2 補助対象事業： 仮設住宅へのバス路線の新設・迂回運行事業で、県バス運行対策費補助金及び県生活交通確保対策補助金の対象外のもの</li> <li>3 補助対象経費： ・経常欠損額（標準経費を限度） ・迂回系統は迂回部分のみ ただし、他団体からの補助がある場合は補助対象額から控除した額を交付額とする。</li> <li>4 補助率：10/10</li> <li>5 事業期間：平成16年度～応急仮設住宅の存続期間</li> </ol>
03 復興ボランティア活動支援 (復興基金事業)	ボランティアグループで構成する団体	<p>中越大震災被災地において被災者を対象とした活動を行うボランティアグループやNPO等の拠点整備に要する経費を補助することで、必要なボランティア活動の円滑な継続を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者：次のいずれかに該当するもの ①県内に住所を有するボランティアグループ等が20以上で構成する団体</li> </ol>

事業名	事業主体	事業概要
		<p>②被災市町村の社会福祉協議会に登録し、5名以上で週3日以上以上の活動を行ったNPO・ボランティアグループ</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>①ボランティア活動拠点整備（20以上グループで組織する団体） 被災地におけるボランティア活動の実施・コーディネートのための活動拠点整備に要する経費</p> <p>②一般ボランティア活動（5名以上で活動するボランティアグループ等） 市町村、市町村社会福祉協議会や他のボランティア団体等の指揮・調整のもとに行うボランティア活動に要する経費</p> <p>③特別ボランティア活動（5名以上で活動するボランティアグループ等） 独自に活動計画を企画・策定し、自立的・主体的に行うボランティア活動に要する経費</p> <p>3 補助率：</p> <p>①ボランティア活動拠点整備 1/2以内（補助限度額 150万円/年）</p> <p>②一般ボランティア活動 定額3万円/週（週3日以上以上の活動）</p> <p>③特別ボランティア活動 2/3以内（補助限度額 30万円/年）</p> <p>4 事業期間：平成17年～平成19年</p>

## ② 心身の健康づくりの支援

### 【基本事業 12201 心身の健康づくりの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域機関の現地チームによる市町村支援活動  【健康対策課】 【福祉保健課】	県	<p>管内の被災市町村が被災者に対し、様々な健康福祉サービスを計画的に提供していく体制を整備するため、現地支援チームを設置し支援活動を行う。</p> <p>1 事業内容</p> <p>①県の地域機関（保健所）における「現地支援チーム」設置と計画策定支援 市町村が行う健康福祉活動がより効率的に行われるよう、地域機関の職員の他に関係団体職員からなる「現地支援チーム」を設置。 「現地支援チーム」は市町村の保健医療福祉活動計画策定に関する助言、人材の派遣・調整などを行うため、必要な検討会議を行う。被害の甚大地域を所管する地域機関1箇所まで年2回開催予定。</p>
02 健康サポート事業（復興基金事業）	県成人病予防協会、県看護協会、県栄養士会、県歯科保健協	<p>中越大震災による災害救助法適用市町村の住民を対象に、健康状態の把握や保健指導、受診指導等を行い、健康状態の悪化を予防するとともに健康不安の解消を図る。</p> <p>1 対象者：災害救助法適用市町村の住民</p> <p>2 サービス内容及び対象経費：</p> <p>①基本健康診査 ・自己負担分を除く健診費用</p>

事業名	事業主体	事業概要
	会	②看護職による健康相談・訪問指導 ・健康相談や訪問指導に要する経費 ③栄養士等による食生活支援 ・栄養、食生活相談に要する経費 ・仮設住宅における運動、調理実習に要する経費 ・栄養、食生活等に関する情報提供に要する経費 ④歯科医師等による口腔ケア指導 ・仮設住宅の集会場等における歯科検診、口腔ケアに要する経費 ・訪問口腔ケアに要する経費 3 補助先（委託先）： ①の事業（財）新潟県成人病予防協会 ②の事業（社）新潟県看護協会 ③の事業（社）新潟県栄養士会 ④の事業（財）新潟県歯科保健協会 4 事業期間：平成17年度～応急仮設住宅の存続期間
03 災害時等におけるこころのケア対策事業  【障害福祉課】	県	中越大震災で多様な心理的外傷を負った被災者のこころの健康の保持増進を図るため、こころのケア対策会議を開催し、専門的なケアの方策について検討する。 1 こころのケア対策会議 ○構成員 新潟県精神科病院協会、新潟県精神医療機関協議会、新潟県精神保健福祉協会、新潟大学医学歯学総合病院精神科、新潟県臨床心理士会、新潟県精神保健福祉士協会、日本精神科看護技術協会新潟県支部、新潟県精神障害者社会復帰施設協議会、独立行政法人国立病院機構さいがた病院、県立精神医療センター、被災市町村、被災地区保健所 2 事業期間：平成16年度～
04 こころのケア事業（復興基金事業）	県精神保健福祉協会	中越大震災による被災とその後の生活ストレスに伴うPTSD（心的外傷後ストレス）やうつ病等の精神疾患の予防と早期発見を図るとともに、被災者の精神的健康の回復や適応障害の発生予防を図る。 1 事業内容： ①関係職員の教育研修 ②普及啓発 ③こころのケアに関する調査研究、情報収集 ④被災者のうつ、自殺予防対策の実施 ⑤高齢者精神疾患に対する体制整備 ⑥こころのケアホットラインの設置 ⑦こころのケア相談会の開催 ⑧巡回訪問指導の実施 ⑨語らいの場の運営及び被災者自助グループの育成 ⑩ボランティアの育成・活用 2 実施方法等： 新潟県精神保健福祉協会が設置運営する「こころのケアセンター」で上記事業を実施する。 3 事業期間：平成17年度～平成26年度
05 老人保健事業負担金（老人保健事業）	市町村	国民の老後における健康の保持を図るため、疾病予防、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の向上を図る。

	事業名	事業主体	事業概要
	【高齢福祉保健課】 【健康対策課】		1 事業内容 老人保健法第20条に掲げる市町村が実施する医療等以外の保健事業 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④健康診査 ⑤機能訓練 ⑥訪問指導 2 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3
06	インフルエンザ等感染症対策 (感染症危機管理体制整備事業)  【健康対策課】	県	感染症の発生動向を継続的に把握し、感染症流行状況等の情報提供を実施、必要に応じた予防策等の啓発普及を行い、復興に向けた被災者の活動を健康面から支援する。 ○負担割合：国 1/2、県 1/2
07	生活支援相談員設置 (復興基金事業)	県社会福祉協議会	被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供するため、新潟県社会福祉協議会が同会及び市町村社会福祉協議会に「生活支援相談員」を設置する場合に、新潟県社会福祉協議会に対して設置に要する人件費等の経費を補助する。 1 補助対象者：社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 ※生活支援相談員設置数 新潟県社会福祉協議会：1名 市町村社会福祉協議会：27名 2 業務の例示： ①統括生活支援相談員 ・生活支援相談員への指導、連絡、調整 ・生活支援相談員の活動支援、情報収集等 ②生活支援相談員 ・各種福祉・生活関連サービスの利用援助 ・各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン等）の開発・実施 ・福祉的見守り・支援ネットワークづくり ・自宅や仮設住宅へ出向いての相談、情報提供 ・各種イベントの企画・実施 ・復興ボランティアセンターの活動 3 補助対象経費： ・人件費（賃金、通勤手当、社会保険料） ・事業費（旅費、消耗品費、通信運搬費、ガソリン代、車両賃借料） 4 補助率：10/10 ただし、補助対象経費について他の団体等から補助を受ける場合は、それらを控除した額 5 事業期間：平成17年度～平成21年度

### ③高齢者・障害者の生活支援

#### 【基本事業 12301 高齢者・障害者の自立生活への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 在宅福祉ボランティア活動活性化事業  【高齢福祉保健課】	県	在宅福祉サービスの多様なニーズに対応するため、住民互助型の非営利組織として活動する「有償ボランティア団体」の育成を支援し、活動を活性化させるとともに、高齢者が社会参加できる場を広げる。 1 事業内容： ①在宅福祉ボランティア活動活性化のための取り組み 圏域単位で地域の課題を分析し、在宅福祉ボランティア活動を活性化するために必要な勉強会等の開催 ②スーパーバイザーの派遣 現在活動している団体の運営上の問題点や、困難事例の解決についてアドバイスするスーパーバイザーを派遣 2 負担割合： ①の事業 国 1/2、県 1/2 ②の事業 県 10/10
02 高齢者・障害者向け住宅整備支援 (復興基金事業)	被災高齢者・障害者	(再掲) 9ページ【基本事業11101-07】参照
03 復興ボランティア活動支援 (復興基金事業)	ボランティアグループで構成する団体	(再掲) 20ページ【基本事業12101-03】参照
04 高齢者ハウス整備・運営補助 (復興基金事業)	社会福祉法人、NPO法人等	(再掲) 16ページ【基本事業11302-01】参照

#### 【基本事業 12302 高齢者・障害者の住まいへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 公営住宅入居支援 (復興基金事業)	市町村	(再掲) 16ページ【基本事業11303-01】参照
02 親族宅等同居支援 (復興基金事業)	被災高齢者	(再掲) 17ページ【基本事業11303-03】参照

#### 【基本事業 12303 高齢者の社会参加の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域の茶の間の普及	市町村	地域内における人との交流が希薄になり、地域のコミュニティの役割が果たせなくなってきた結果として孤独感を感じる高齢者等のために、地域住民が主体的に設置し運営する地域の交流システムとして「地域の茶の間」

事業名	事業主体	事業概要
【高齢福祉保健課】		を各地域に普及させ、継続的な運営を支援する。
02 老人クラブ助成事業  【高齢福祉保健課】	老人クラブ、市町村老人クラブ連合会	高齢者の生きがいや健康づくり事業を推進するため、老人クラブや市町村老人クラブ連合会に助成する。 1 補助対象： ①老人クラブ ・老人クラブ運営費補助金 ②市町村老人クラブ連合会 ・市町村老人クラブ連合会活動促進費補助金 ・市町村老人クラブ連合会健康づくり事業補助金 2 補助対象経費：運営及び事業実施に必要な諸経費 3 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

#### 【基本事業 12304 障害者の生活支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 障害者地域生活支援センター事業  【障害福祉課】	県	各地域の中核事務所に専任の相談員を配置し、専門的な相談支援、地域のネットワーク構築に向けた広域的支援を行うとともに、全県域における相談支援体制に関する協議を行い、障害者の地域での生活を支援する。

#### ④ 子どものこころのケア

##### 【基本事業 12401 乳幼児等のこころのケア】

事業名	事業主体	事業概要
01 児童相談所による相談等  【児童家庭課】	県	被災した乳幼児等の心のケアのために、児童相談所による相談等を行って継続的に支援する。 ○ 相談会 ①対象：心のケアを必要とする被災した乳幼児等及びその保護者 ②地域：被災市町村 ③内容：児童相談所の児童福祉司、心理判定員、児童精神科医等による来所相談、または被災地域における巡回相談

##### 【基本事業 12402 スクールカウンセラーの派遣】

事業名	事業主体	事業概要
01 スクールカウンセラー活用事業	県	カウンセリングを受けた児童生徒の中には、継続して見守る必要のある児童生徒が出てきており、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な子どもも出てくることから、カウンセラーを派遣する。 1 派遣対象校：災害救助法適用市町村の小中学校 2 派遣回数：二月に1回程度 各学校の要請に応じて派遣 3 派遣の種類： ・スクールカウンセラー活用事業でカウンセラーが配

事業名	事業主体	事業概要
【義務教育課】		置されている学校については、原則として当該スクールカウンセラーが心のケアを実施 ・スクールカウンセラーが配置されていない学校については、学校の要請に応じて臨床心理士を派遣 4 負担額：国 1/2、県 1/2 なお、予算措置を上回る場合は、復興基金で対応 5 事業期間：平成16年度～
02 被災児童生徒対象カウンセラー派遣（公立学校） （復興基金事業）	県臨床心理士会	公立学校に在籍する児童生徒の中で継続して専門家によるカウンセリングを必要とする児童生徒に、専門家によるカウンセリングを実施する。 1 派遣対象校： 災害救助法適用市町村に所在する公立学校 2 派遣回数：おおむね月に1回程度 各学校の申請に応じて派遣 3 事業期間：平成17年度～平成26年度
03 被災児童生徒対象カウンセラー派遣（私立学校） （復興基金事業）	私立学校	中越大震災の被災生徒・園児に対する心のケアを推進するため、私立学校の設置者が実施するカウンセリングに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 1 補助対象： 災害救助法適用市町村に居住し、心のケアが必要な生徒・園児を対象に、臨床心理士等によるカウンセリングを実施する私立学校 2 補助対象経費： カウンセリングの実施に必要な経費（謝金、旅費等） 3 補助率：10/10 4 事業期間：平成17年度～平成26年度

【基本事業 12403 教育復興加配教員の配置】

事業名	事業主体	事業概要
01 教育復興加配教員の配置  【義務教育課】	県	中越大震災により被災した児童生徒の中には引き続き心のケアを行わなければならない子どもが多くおり、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な子どもも出てくることから、学級担任が行うきめ細かな心のケアや教育相談を含めた生徒指導等に対して継続的な支援を行うため、教育復興加配教員を配置する。 また、被災地にある学校教育の復興を担う教育復興加配教員に、こうした状況に対応できる資質・指導力を身に付けさせる研修を行う。 1 配置人数：80人 2 教育復興加配教員研修： 復興加配教員の役割、服務勤務、学習指導・教科指導、同和教育、教育相談、カウンセリング等について研修を実施 3 国の支援措置：給与費の1/3国負担 4 事業期間：平成16年度～



⑤ コミュニティ再生への支援

【基本事業 12501 地域コミュニティ再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域コミュニティ再建 (復興基金事業)	集落、自治会等	<p>被災地域のコミュニティ復興に向け、集落や自治会の機能を再生する仕組み(プラン)を住民が共有・実践する「集落等の復興」や地域での活性化イベントの開催などによる地域づくり活動、コミュニティ復興に向けて必要な設備の修繕・再整備等の「コミュニティ元気づくり」に対して補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象：           <p>中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村に存する単独又は複数の集落や自治会の地域住民が組織する団体</p> </li> <li>2 補助対象経費：           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)集落等復興関連経費               <p>地域住民の連携や共助による復興に向けたコミュニティ形成のプランづくりや実践活動(特産品開発・販売、都市との体験交流、高齢者の生きがいつくり等)に要する経費</p> </li> <li>(2)コミュニティ元気づくり関連経費               <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域資源、景観の再生活動や活性化イベントに要する経費</li> <li>②生活安全の確保(防犯灯等)、集落行事等の再生(太鼓、おみこし等)、生活環境の維持(コミュニティ掲示板等)に必要な中越大震災により被災した設備の修繕・再設置等に要する経費</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3 補助率：10/10</li> <li>4 事業期間：(1)の経費 平成17年度～平成23年度 (2)の経費 平成17年度～平成21年度</li> </ol>
02 地域復興デザイン策定支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	集落、地域団体等	<p>中越大震災で被災した地域の自立的復興のため、地域特性を活かした復興プラン策定に取り組む集落や地域団体等に対して、コンサルタント等の導入によるプランのイメージングを支援し、住民企業や地域連携への動きを加速させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者：           <p>地域コミュニティの復興熟度が高く、かつ市町村と協働で地域復興に取り組み、市町村長が推薦する集落及び団体等</p> </li> <li>2 補助対象経費：           <p>被災集落等のコミュニティ機能の再生や地域の復興に関する計画策定に要する経費</p> </li> <li>3 補助率：10/10 (1団体あたり上限額 700万円)</li> <li>4 事業期間：平成19年度～平成23年度</li> </ol>
03 地域復興デザイン先導事業支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	集落、地域団体等	<p>中越大震災で被災した地域の自立的復興のため、「復興デザイン」策定に取り組む集落や地域団体等に対して、計画策定中に先導的に取り組む地域復興事業に要する経費を補助し、住民起業や地域連携への動きを加速させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者：           <p>「地域復興デザイン」策定に取り組む集落や地域団体等</p> </li> <li>2 補助対象経費：           <p>策定中の「地域復興デザイン」に掲載される次の事業で、市町村長が認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興イベント、地域間交流等のソフト事業</li> </ul> </li> </ol>

	事業名	事業主体	事業概要
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落、団体等で設置・管理する施設の整備等のハード事業</li> <li>3 補助率：10/10（1団体あたり総額1,000万円を上限）</li> <li>4 事業期間：平成19年度～平成24年度</li> </ul>
04	地域コミュニティ施設等再建支援 （復興基金事業）追加	集落、自治会等	被災地域・集落のコミュニティ施設等の再建に対して支援することにより、地域・集落の再生を支援する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者：               <ol style="list-style-type: none"> <li>①集会施設等 災害救助法適用市町村内においてコミュニティ施設を所有・管理する集落、自治会等</li> <li>②鎮守・神社・堂・祠 災害救助法適用市町村内において地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠の復旧を行う集落、自治会等</li> </ol> </li> <li>2 補助対象経費：               <ol style="list-style-type: none"> <li>①集会施設等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の建替・修繕に要する経費</li> <li>・防災設備の配置に要する経費</li> </ul>                   ※施設の建替・修繕とも総面積は述べ床面積の1.5倍以内を限度とする。                 </li> <li>②鎮守・神社・堂・祠                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の建替・修繕に要する経費</li> </ul>                   ただし、①②とも市町村等から補助金がある場合は補助対象経費から除く。                 </li> </ol> </li> <li>3 補助率：               <ol style="list-style-type: none"> <li>①集会施設等 3/4（防災設備の整備は10/10以内）</li> <li>②鎮守・神社・堂・祠 3/4以内（補助限度額 2,000万円）</li> </ol> </li> <li>4 事業期間：平成18年度～平成20年度</li> </ol>
05	地域共用施設等復旧支援 （復興基金事業）追加	被災集落・自治会等	被災集落等が設置・管理している私有道路、克雪施設又はその他共用施設の復旧に要する工事費の一部を補助することにより、生活道路の安全確保を図る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者：               <ol style="list-style-type: none"> <li>①私有道路 被災した私有道路を管理する集落・自治会等</li> <li>②共有消雪施設、その他共用施設 被災した施設を所有・管理する災害救助法適用市町村内の集落・自治会等</li> </ol> </li> <li>2 補助対象経費：               被災した私有道路、共有施設の復旧に要する経費                ただし、復旧事業費が以下の場合を除く。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・私有道路(50万円未満)</li> <li>・共有消雪施設(30万円未満)</li> <li>・その他の共用施設(復旧事業費20万円未満)</li> </ul>               市町村等から補助金がある場合は補助対象経費から除く。             </li> <li>3 補助率：3/4以内（補助限度額 3,000万円）</li> <li>4 事業期間：平成18年度～平成19年度</li> </ol>
06	集落共用施設等維持管理支援 （復興基金事業）追加	集落	中越大震災により集落戸数が大幅に減少し、集落の環境整備等共同作業の実施やコミュニティ施設の維持管理等に支障を生じている集落に対して、共用施設等の維持管理等に要する経費の一部を補助することにより、集落

事業名	事業主体	事業概要
		<p>コミュニティの維持再生を図る。</p> <p>1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内の集落のうち、震災により集落戸数が2割以上減少し、集落のコミュニティ機能の維持が困難と市町村長が認定し、かつ「被災者生活支援対策事業（コミュニティ再建）の集落復興支援」により「コミュニティ形成プラン」を作成した集落(策定予定の集落を含む)</p> <p>2 補助対象経費： ・集落が所有・管理する集会所等のコミュニティ施設維持管理費や集落の生活環境整備に要する経費 ・市町村長が特に必要と認める経費</p> <p>3 補助額：3万円/戸・年（5年間分を一括補助）</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成19年度</p>
07 地域生活利便性確保（小売・サービス業再開支援）（復興基金事業）追加	小売・サービス業者	<p>長期避難勧告発令等により営業再開が困難な小売・サービス業者を支援することにより、地域住民の生活利便性を確保し、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>1 補助対象： 長期間に及ぶ避難勧告の発令やライフライン等復旧の遅れにより1年以上店舗再開が困難な地域に店舗を有する小売・サービス業者のうち、地域住民の生活利便性確保のために営業を再開する者</p> <p>2 補助対象経費：営業の再開に必要な以下の経費 ・事業用建物の修繕・新築等に要する経費 ・店舗設備・備品の購入・修繕等に要する経費 ・その他店舗再開に必要な経費</p> <p>3 補助率：10/10（1事業者あたり上限1,000万円）</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成20年度</p>

【基本事業 12502 復興支援ネットワークへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 復興支援ネットワーク（復興基金事業）	大学・経済団体・民間団体・市町村等で構成する団体	<p>大学と経済団体、NPO等民間団体、市町村などのネットワーク化を整備・運営し、地域の復興について調査、支援、助言並びに検証を行う団体に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象者：次の全ての要件を満たす団体 (1) 次のいずれをも構成員とする団体 ① 複数の大学又はその職員 ② 次のいずれかの県内の団体又はこれら団体の職員、構成員等によって構成される団体 ア) 経済団体 イ) 公益法人、NPO法人等の民間団体 ウ) 中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村 (2) 事務局は災害救助法適用市町村に存すること</p> <p>2 補助対象経費： (1) ネットワーク事務局の整備・運営費 (2) 復興支援活動経費</p> <p>3 補助率： (1) 事務局の整備・運営費 1/2以内 (2) 復興支援活動経費 10/10以内</p>

事業名	事業主体	事業概要
		(3) 重点事業に係る直接経費 10/10以内 4 補助限度額等： 5,000千円/年（ただし、1団体3年間を限度） 1,000千円/事業（重点事業） 5 事業期間：平成17年度～平成21年度

【基本事業 12503 被災者の生活交通確保への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 被災地域代替生活交通確保支援 (復興基金事業) 追加	住民団体等	地域の住民団体等が取り組む代替生活交通の確保に要する経費を補助することにより、被災者の日常生活の確保や応急仮設住宅からの早期の帰宅を促進する。 1 補助対象者： 震災により運休又は減便された路線バスの代替車両の運行に取り組む住民団体等 2 補助対象経費： 運休又は減便されたバス路線と同一路線内において、減少したバス便数を上限として代替車両の運行に要する以下の経費 ・車両運行に直接要する費用、賃金、謝金等 ・運行周知チラシ、時刻表等の印刷費、事務費等 3 補助率：10/10 4 事業期間：平成18年度～仮設住宅存続期間
02 被災児童生徒の学区外通学支援 (復興基金事業) 追加	被災児童生徒の保護者が組織する団体等	震災により学区外からの通学を余儀なくされた児童生徒の通学に要する費用を補助することにより、被災した児童生徒の教育環境の維持や新たな居住地での日常生活を支援する。 1 補助対象者： 震災による居住地の移転等に伴い、学区外からの通学を余儀なくされた児童生徒の保護者が組織する団体等 2 補助対象経費： 市町村から確認を受けた以下の通学経費 ・借上バス、タクシー等の運行委託料等 ・路線バス、JR等の定期券又は回数券等購入費 ・自家用車による送迎のための燃料費相当額(10円/km) 3 補助率：10/10 4 事業期間：平成18年度～小学校又は中学校への学区外通学が終了するまで

### (3) 生業再建

#### ① 農地・農業用施設の復旧及び支援

##### 【基本事業 13101 農業基盤の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 農地災害復旧事業  【農地建設課】	市町村、土地改良区、農業協同組合等	農地が暴風、洪水、地すべり、地震、落雷、その他異常な天然現象によって発生した災害について、従前の効果を回復する為に必要な工事に対して補助金を交付する。 1 事業主体： （団体営）市町村、土地改良区、農業協同組合等 2 採択要件：1箇所工事費が40万円以上 3 負担割合（平均負担率）： （団体営）国 97.1%、地元 2.9% ※市町村により負担率は異なる。
02 農地災害関連区画整備事業  【農地建設課】	市町村、土地改良区、農業協同組合等	被災農地の災害復旧に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質の変更、被災原因の除去等の工事に対して補助金を交付する。 1 補助対象：市町村、土地改良区、農業協働組合等 2 採択要件： 再度災害防止の為にを行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費が400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画がなく事業効果大のもの。 3 負担割合（基本負担率）： 国 50%、県 12.5%、地元 37.5% ※特定地域は県費2.5%増。ただし激甚災害適用の場合県費補助率は別に定める。 農業用施設のみ激甚災害の嵩上げあり。
03 農業用施設災害復旧事業  【農地建設課】	県、市町村、土地改良区、農業協同組合等	農業用施設が暴風、洪水、地すべり、地震、落雷、その他異常な天然現象によって発生した災害について、従前の効果を回復する為に必要な工事に対して補助金を交付する。 1 事業主体： （県営）県 （団体営）市町村、土地改良区、農業協同組合等 2 採択要件：1箇所工事費が40万円以上 3 負担割合（平均負担率）： （県営）国 98.7%、県 補助残の70%、 地元 補助残の30% 地すべり指定地は、国 98.7%、県 1.3% （団体営）国 98.7%、地元 1.3% ※市町村により負担率は異なる。
04 新潟県農林水産業総合振興事業（農林水産業共同利用施設復旧支援）	農林漁業者の組織する団体、農業法人等	1 事業内容： ① 県単事業設置施設復旧支援 県単事業で整備した施設であって、新潟県中越大震災により被災したものの改修及び整備を緊急的に実施し、その機能を維持することにより所期目的遂行の円滑化を図る。 ② 共同利用施設復旧支援 新潟県中越大震災により被災した共同利用施設の復旧を図ることにより、被災地域の稲作の再生、及び米政策改革に対応できる生産構造改革の構築を緊急的に実施する。

	事業名	事業主体	事業概要
	【地域農政推進課】		2 補助対象地域： 中越大震災による農地等の被害が大きい市町村 3 補助対象経費： ①の事業 被災施設の改修・整備にかかる経費 ②の事業 直接工事費及び工事雑費 4 補助率： ・一般地域 4.5/10以内 ・中山間地域 1/2以内 （農業共済金等の支払いがある場合は、補助対象事業費からこれを控除する。） 5 事業費の範囲：400～30,000千円 6 事業期間：平成18年度～
05	農林水産業経営再建整備支援（復興基金事業）	農林水産業者の組織する団体	震災前の営農状態にスムーズに移行できるよう、経営の再建に必要となる施設・機械等の改修・修理・整備費等を助成する。 1 補助対象者： ・中越大震災により被災した農林水産業者の組織する団体 ・農地等の被害額が農業所得の10%以上の市町村（13市町村）内で行うものに限る。ただし、内水面漁業用関係施設機械にあつては、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）とする。 2 補助対象経費： ①被災施設の復旧 被災施設等の改修・整備に係る費用及び施設の取り壊し、整地、排土等に要する経費（40万円以上/1工事） ②被災機械の修繕・整備等 経営の再開に必要な農業用機械、内水面漁業用機械、林業用機械等の修理・購入に要する経費 ・修理：1台当たり50万円以下 （事業主体当たり20万円以上） ・購入：1台当たり50万円以上 3 補助率： 施設の復旧・機械修繕（共済金等控除後） 被災前年の構成員1人当たりの平均農業所得が 300万円以下の場合 1/2 300万円を超える場合 1/4 ※林業者、水産業者も上記金額に準じる 4 補助限度額： 4,000万円（うち機械3,000万円）/1組織 5 事業期間：平成17年度～平成19年度
06	農業用水水源確保支援（復興基金事業）	土地改良区、集落組織、用水組合等	中越大震災の影響により湧水・地下水が枯渇又は減少した地域の耕作放棄の防止、農家経営及び集落の維持を図るため、新たな代替用水施設の確保を支援する。 1 補助対象者： 震災の影響により湧水・地下水が枯渇又は減少した地域で、代替用水施設を確保しようとする農業者及び農家で構成する団体等 2 補助対象事業：水源確保に必要なすべての工事 3 補助対象経費：上記補助対象事業に要する経費 4 補助率：定額補助（上限額 600万円/箇所） 5 事業期間：平成17年度～平成19年度

事業名	事業主体	事業概要
07 災害査定設計委託費等支援 (復興基金事業) 追加	被災農家、市町村、土地改良区等	<p>災害復旧事業の災害査定を受けるための査定設計委託費の農家負担金を支援し、農家の負担軽減を図る。</p> <p>1 補助対象者： 災害復旧事業の査定委託費等を負担した農家等又は事業主体の市町村、土地改良区等</p> <p>2 補助対象経費： 災害復旧事業の査定設計委託費等の農家実負担額</p> <p>3 補助額：補助対象経費の全額</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成19年度</p>
08 災害復旧事業費等負担金支援 (復興基金事業) 追加	養鯉業者、市町村、土地改良区、農業者で組織する団体等	<p>国・県による地震災害復旧関連事業の被災農家・養鯉業者等の工事費負担金の一部を補助することにより、円滑な生業再建を図る。</p> <p>1 補助対象： 災害復旧事業の工事費の負担をする被災農家・養鯉業者等又は事業主体の市町村、土地改良区、農業者で組織する団体等</p> <p>2 補助対象経費： 次の事業の被災農家・養鯉業者等の実負担額</p> <p>①農地・農業用施設災害復旧事業 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③新潟県中越地震被災経営構造対策等施設改修・整備事業 ④新潟県中越地震被災生産振興総合対策等施設復旧事業 ⑤新潟県中越地震被災新山村振興等農林漁業特別対策等施設改修・整備事業 ⑥農林水産業共同利用施設復旧支援事業 ⑦新潟県養殖施設激甚災害復旧事業 ⑧新潟県錦鯉産地緊急支援対策事業(生産設備等緊急対策) ほか</p> <p>3 補助率：1/2以内</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成19年度</p>

【基本事業 13102 自力で復旧可能な農地への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 建設機械の貸し出し  【農地建設課】	県	<p>中越大震災等により被災した地域における、自ら、小規模な農地及び農業用施設の復旧、復興を行う営農組織、集落等への作業の効率化を図るための支援。</p> <p>1 事業内容： 小型建設機械（ミニバックホウ）の無償貸与</p> <p>2 貸与先：市町村及び土地改良区</p>
02 手づくり田直し等支援 (復興基金事業)	農林水産業者、農林水産業者で組織する団体、農林漁業団体	<p>国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等の復旧及び被災により失われた水田の地力を回復させるための経費等を助成し、農林水産業の維持を図る。</p> <p>1 事業内容： ①小規模農地等の復旧 ②水田の地力回復 ほか</p> <p>2 補助対象者： ①の事業</p>

事業名	事業主体	事業概要
		<p>中越大震災による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農林水産業者及び農林水産業者で組織する団体並びに農林漁業団体（ただし、農林業者は中越大震災による農地等の被害額が農業所得額の10%以上の市町村（13市町村）、水産業者は、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）に限る。）</p> <p>②の事業 被災農業者</p> <p>3 補助対象経費： ①の事業 被災した農地・農道・用排水路・養鯉池等の復旧、整備作業に要する経費 対象事業費1か所40万円以下（ただし、養鯉池13万円以下） ②の事業 被災前の土壌条件に戻すために行う土づくり肥料や堆肥等による土壌改良等に要する経費（1ほ場につき1回限り）</p> <p>4 補助率： ①の事業 3/4 ②の事業 1/2（11千円/10aを限度）</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>
03 緊急手づくり田直し等総合支援 (復興基金事業) 追加	集落等	<p>2年以上作付け不能の農地及び養鯉池等を緊急・一体的に復旧させるための経費を助成し、農業者・養鯉業者の早急な生業再建を図る。</p> <p>1 補助対象者： 一定のまとまりのある被災農地等を一体的に復旧させる集落等（ただし、中越大震災による農地等の被害額が農業所得額の10%以上の市町村（13市町村）、水産業者は、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）に限る。）</p> <p>2 補助対象経費： ①農道、用排水路、その他の施設の復旧・整備作業に係る経費（ただし、「農地・農業用施設災害復旧事業」及び「養殖施設復旧事業」の対象農地・施設を除く。） ②水利確保のための機械・資材の整備等に係る経費</p> <p>3 補助率：3/4以内</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成19年度</p>

## ② 林業施設の復旧

### 【基本事業 13201 中山間地の安全・安心な生活環境の確保】

事業名	事業主体	事業概要
01 復旧治山事業	県	<p>山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流など荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。</p> <p>1 採択基準： (1) 1級河川上流 (2) 2級河川上流 (3) その他河川又は地区で次に該当するもの ①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護</p>



事業名	事業主体	事業概要
【治山課】		②主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護 ③農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 2 工事規模： 1 施行箇所の事業費 全体計画 7,000万円以上 3 負担割合：国 1/2、県 1/2
02 地すべり防止事業  【治山課】	県	地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する施設等を整備する。 1 採択基準： (1) 1級河川上流 (2) 2級河川上流 (3) その他河川又は地区で次に該当するもの ①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ②主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護 ③農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 2 工事規模： 1 施行箇所の事業費 全体計画 1億円以上 3 負担割合：国 1/2、県 1/2
03 中山間地域再生総合支援（復興基金事業） <b>新規</b>	集落等	集落環境整備・保全のために必要な荒廃した山腹の緑化保全や危険立木の除却等に対し助成し、集落環境の保全を図る。 1 補助対象者：各集落又は複数の集落で構成する団体 2 補助率：10/10（補助限度額 2,000万円） 3 事業期間：平成19年度～平成23年度

【基本事業 13202 林業基盤の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 森林整備緊急支援（復興基金事業） <b>新規</b>	森林組合等	被災した森林内の作業路の復旧や植林、除間伐の取組を支援することにより、被災した森林の早期回復を図る。 1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内の森林組合等 2 補助対象経費： 植栽や除間伐、作業路の復旧などの森林整備事業に要する経費（事業費5万円未満を除く） 3 補助率：1/2以内 4 事業期間：平成19年度～平成20年度

③ 養鯉業の再建支援

【基本事業 13301 養鯉施設の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 養殖施設災害復旧事業	市町村	中越大震災で被害を受けた鯉の養殖施設の復旧に要する経費を助成する。 1 補助対象： ①対象要件 激甚災害を受けた鯉の養殖施設の復旧（被災養殖

事業名	事業主体	事業概要
【水産課】		<p>池の面積がその市町村内の養殖池の100分の20を超える市町村の区域にあるものに限る)</p> <p>②対象市町村 長岡市（旧長岡市、旧山古志村のみ）</p> <p>2 補助対象経費： ①施設復旧経費 鯉の養殖施設の復旧に要する経費で、1箇所あたりの事業費が13万円以上のもの ②調査、測量等経費 養殖池（コンクリート、合成樹脂造りのものを除く）及びこれに関連する施設の復旧事業に係る計画概要書を作成するに要した調査、測量等に関する委託及び請負経費</p> <p>3 補助率： ①施設復旧経費 国 9/10</p> <p>4 事業期間：平成19年度</p>
02 養鯉池水源確保支援（復興基金事業）追加	錦鯉生産業者	<p>震災により既存養鯉池等の水源を失い、新たな水源確保が必要な養鯉業者を支援することにより、養鯉業者の経営再建を図る。</p> <p>1 補助対象者： ・震災により既存養鯉池の水源を失い、新たに同一水系で受益面積10 a 以上の養鯉池水源確保が必要な者 ・震災により既存越冬施設の水源を失い、新たに越冬施設の水源確保が必要な者</p> <p>2 補助対象経費： 養鯉池水源確保のために必要と認められる施設の整備に要する請負工事費</p> <p>3 補助額：600万円まで定額補助</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成20年度</p>

【基本事業 13302 錦鯉養殖業の経営再建に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 錦鯉産地緊急支援対策事業（飼育状況等指導調査事業）  【水産課】	県	<p>中越大震災で被災した錦鯉の避難状況を把握し、水質及び魚病検査と巡回指導により魚病まん延などの2次災害を防止する。</p> <p>1 対象者：中越大震災の被災地域内の錦鯉生産者</p> <p>2 事業内容： ・健病状況調査 ・魚病検査 ・検査魚（ウイルスフリー魚）の確保</p> <p>3 事業期間：平成16年度～</p>
02 錦鯉養殖業廃棄物処分費助成（復興基金事業）	錦鯉生産者等	<p>中越大震災で甚大な被害を受けた地域の環境維持及び養殖衛生環境の改善を図るため、施設撤去費用やへい死錦鯉の処分費用を支援し、負担を軽減する。</p> <p>1 補助対象者： 避難指示等を発した地域内に住所又は漁業拠点を持し、倒壊越冬施設やへい死錦鯉等の処分を行う個人、法人、団体</p> <p>2 補助対象事業： ①倒壊越冬施設の撤去</p>

事業名	事業主体	事業概要
		②被災によりへい死した錦鯉の焼却及び埋却 3 補助対象経費： ①倒壊越冬施設の撤去等に要する経費 ②へい死した錦鯉の処分に要する経費 4 補助率等： ①倒壊越冬施設の撤去 1/2以内 ②へい死した錦鯉の焼却及び埋却 10/10以内 5 補助限度額：2,000千円 6 事業期間：平成17年度～平成19年度
03 一時避難飼育魚管理経費助成(復興基金事業)	錦鯉生産業者	産業の再生を図るため、被災地から避難した錦鯉の安定的な管理保全を促進する。 1 補助対象者： 避難指示等を発した地域内に住所又は漁業拠点を有し、避難先で委託による錦鯉の飼育を行う個人、法人、団体 2 補助対象事業：緊急避難した錦鯉の管理委託事業 3 補助対象経費： 平成16年10月23日から平成20年2月29日までの間の管理委託経費 4 補助率：1/2以内(限度額 300千円) 5 事業期間：平成17年度～平成19年度
04 錦鯉生産確保緊急支援(復興基金事業) 追加	錦鯉生産業者	被災により逸失した親鯉の導入経費を助成し、養鯉業者の早期生産再開を支援する。 1 補助対象者： 被災により所有する親鯉を逸失し、錦鯉の再生産に支障が生じている者のうち市町村長が支援が必要と認める者 2 補助対象経費： 地震後から平成20年2月29日の間における生産再開のための親鯉導入費 3 補助率：1/2以内(補助上限額 20万円) 4 事業期間：平成18年度～平成19年度

#### ④ 畜産業の再建支援

##### 【基本事業 13401 畜産業の経営再建に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 畜産経営再建対策支援事業(共同利用畜舎等の整備)  【畜産課】	任意組合	畜舎の倒壊等生産基盤に甚大な被害を受けた地域において、経営再建のため生産者組織が共同利用畜舎等施設整備を行う事業に対して補助する。 1 補助対象： 被災地域において、経営再建のため共同利用畜舎等施設整備を行う肉用牛生産者組織 2 補助対象経費： 共同利用畜舎等施設整備に係る経費 3 補助率：国 1/2以内
02 緊急避難家畜管理支援(復興基金事業)	家畜生産者等	市町村の避難指示等により、飼養管理を行えなくなった家畜を緊急的に避難させた生産者の負担軽減を図る。

事業名	事業主体	事業概要
		1 補助対象者： 市町村からの避難指示等により、緊急的に飼養家畜を避難させ、避難先で預託等により飼養を行っている生産者 2 補助対象経費： 避難中に避難先に支出する預託料、光熱水費、飼料費等経費 3 補助率：1/4以内 4 補助限度額等： 対象経費限度額：200円/日・頭 5 事業期間：平成17年度～平成19年度
03 経営再建家畜導入支援 (復興基金事業) 追加	家畜生産者等	畜舎の倒壊等生産基盤に甚大な被害を受けた生産者の代替家畜導入経費の一部を助成し、経営再建、生産回復を支援する。 1 補助対象者： 畜舎倒壊により飼養家畜に10%以上の被害を受けた生産者（酪農経営の場合は、生産乳量が10%以上減少した生産者） 2 補助対象経費： 経営再建のための新たな代替家畜を導入する経費 3 補助率：1/2以内 (導入家畜の購入補助単価上限) ・肉用繁殖牛、肉用飼育牛、乳用牛 50万円/頭 ・繁殖雄豚 10万円/頭 ・繁殖雌豚 4万円/頭 4 事業期間：平成18年度～平成20年度
04 共同利用畜舎等施設整備支援 (復興基金事業) 追加	家畜生産者で組織する団体等	畜舎の倒壊等生産基盤に甚大な被害を受けた生産者が行う共同利用畜舎等の整備に係る経費の一部を助成し、早期の経営再建を支援する。 1 補助対象者： ・畜舎倒壊等の被害を受けた生産者で組織する団体 ・被災時に10名以上の雇用を行っていた畜産経営体 2 補助対象経費： 共同利用畜舎等の整備に係る経費から国庫補助金額等を差し引いた額 3 補助率：1/2以内 4 事業期間：平成18年度～平成19年度

### ⑤ 商工業の再建支援

#### 【基本事業 13501 被災した中小企業者等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 平成16年大規模災害対策資金 【県独自事業】	中小企業	中越大震災により被害を受けた中小企業者に事業活動に必要な資金を融資することにより、経営の安定を図る。 1 融資対象者： 中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者 2 融資条件： ①資金用途 運転・設備 ②融資限度額 7,000万円（特認2億円）

事業名	事業主体	事業概要
【商業振興課】		③融資期間 10年以内（据置2年以内） ④融資利率 1.70%（H19.3末現在） 3 事業期間：平成16年度～平成19年度
02 中小企業高度化資金貸付金 【商業振興課】	組合等	県内中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業又は第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が財源を負担し、事業の用に供する土地、建物、その他の施設を整備するのに必要な資金の一部を長期・低利で貸し付ける。
03 平成16年大規模災害対策資金特別利子補給（復興基金事業）	中小企業	中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。 1 利子補給対象者： 平成16年大規模災害対策資金（地震対応枠）融資（新潟県制度）を受けた中小企業者（2②に該当する場合は、市町村長によるその旨の証明を受けた者） 2 利子補給率： ① ②以外の者 0.4% ②事業用建物が全半壊した中小企業者 0.4%+1.3%（1.3%の補給については、融資額7,000万円までの部分に限る。） ただし、①②とも市町村等から利子補給を受ける場合は、利子補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。 3 利子補給対象期間：融資実行日から5年間 4 事業期間：平成17年度～平成26年度
04 「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利子補給（復興基金事業）	中小企業	中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。 1 利子補給対象者： 平成16年新潟県中越地震により、政府系金融機関（国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫）からの災害融資に係る金利軽減の特別措置の適用を受けた者 2 利子補給率： 金利軽減の特別措置適用後の利率と同じ ただし、市町村等から利子補給を受ける場合は支払利子額から市町村等からの利子補給額を控除した額を補給する。 3 利子補給対象融資限度額： 金利軽減の特別措置適用融資額と同じ 4 利子補給対象期間：融資実行日から3年間 5 事業期間：平成17年度～平成22年度
05 平成16年大規模災害対策資金特別保証料負担金（復興基金事業）	中小企業	中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る信用保証料負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。 1 保証料補助対象者 平成16年大規模災害対策資金（地震対応枠）融資（新潟県制度）を受けた中小企業者であって、事業用建物が全半壊した旨の市町村長による証明を受けた者

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>2 保証料補助額： 全額（交付申請日までに支払った保証料を対象とし、融資額7,000万円までの部分に限る。） ただし、市町村等から保証料に対する補助を受けている場合は、支払った保証料から市町村等からの補助額を控除した額とする。</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
06	市町村震災関連制度融資特別 利子補給 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越地震により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を支援する。</p> <p>1 利子補給対象者： 県の制度融資「平成16年大規模災害対策資金」に準じた、災害救助法適用市町村の震災関連制度融資を借り入れた中小企業者で直接被害を受けたことについて市町村長からその旨の証明を受けた者</p> <p>2 利子補給率： ① ②以外の者 0.4% ただし、市町村等から利子補給を受けている場合は補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。 ②事業用建物が全半壊した中小企業者（市町村証明必要）融資利率と同率（融資額7,000万円まで） ただし、市町村等から利子補給を受けている場合は支払利子額から市町村等の補給額を控除した額とする。</p> <p>3 利子補給期間：融資実行日から5年間</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
07	市町村震災関連制度融資特別 保証料負担金 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越地震により被災した中小企業者の資金調達に係る信用保証料負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を支援する。</p> <p>1 保証料負担対象者： 県の制度融資「平成16年大規模災害対策資金」に準じた、災害救助法適用市町村の震災関連制度融資の借り入れに際し、信用保証協会の保証を受けた中小企業者であって事業用建物が全半壊した旨の証明を市町村長から受けた者</p> <p>2 保証料負担額：全額（融資額7,000万円まで） （交付申請日までに支払った保証料を対象とし、市町村等から当該融資に係る保証料の補助を受けている場合は、保証料支払額から市町村等からの補助額を控除した額とする。）</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
08	事業所解体撤去支援 (復興基金事業)	中小企業、商工会、商工会議所、中小企業団体	<p>中越大震災により主たる事業用建物が半壊以上の被害を受け、事業の再開・継続のために当該建物の解体撤去を余儀なくされた中小企業等について、その経費を補助する。</p> <p>1 補助対象者： 中越大震災により主たる事業用建物が半壊以上の被害を受け、事業の再開・継続のために当該建物の解体撤去を余儀なくされた中小企業者、商工会、商工会議所、中小企業団体</p> <p>2 補助対象経費： ・被災した事業用建物の解体・撤去・整地に要する経</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			費 ・解体・撤去に際しての移転（設備の移動、一時保管）に要する経費 3 補助率：1/2（上限 30,000千円、下限 250千円） ※併用住宅の場合、当該補助金額に、建物の延べ床面積に占める事業所部分の延べ床面積の割合を乗じて得られた額とする。 4 事業期間：平成17年度～平成19年度
09	中小企業経営革新支援事業 （中小企業経営革新指導費） <b>【産業振興課】</b>	中 小 企 業、組合等	中越大震災の被災地を含む県内の中小企業の経営の向上を図るため、新事業活動に取り組む企業の経営革新計画の作成及び事業計画の的確な実施に必要な指導・助言を行う。
10	中小企業者仮設店舗等設置 （復興基金事業）	中 小 企 業、商工会、商工会議所、中小企業団体	中越大震災により甚大な被害を受けた中小企業者等のうち、店舗・工場等の建替えや修繕のため、仮設店舗等での営業を余儀なくされた者に対し、その経費の一部を補助することにより、被災中小企業者の復興支援と地域住民の利便性の向上を図る。 1 補助対象者： 新潟県中越大震災により自己所有の店舗・工場・事務所等が一部損壊以上の被害を受け、建替えや修繕のため仮設店舗等での営業を余儀なくされた中小企業者等 2 補助対象経費： 営業再開までに要した仮設店舗等の建設費、リース料又は賃借料（土地の賃借料及び給排水設備、電気、ガス設備等仮設店舗に付帯する設備は含むが、土地の取得、造成に係る経費及び内装・什器類に係る経費及び賃借に係る礼金及び敷金額は補助対象外） 3 補助率：3/4以内（上限 500万円/年） ※仮設店舗等と住宅が一体となっている場合は、仮設店舗等部分にかかる額（全体の経費に仮設建物の延べ床面積に占める仮設店舗等の床面積の割合を乗じて得られた額とする。） 4 事業期間：平成17年度～平成19年度
11	自営業者緊急生業再建支援 （復興基金事業） <b>追加</b>	自営業者	震災により営業店舗が被災し休業等を余儀なくされた自営業者に対し、営業再開に係る新たな店舗の借り上げ経費の一部を補助することにより、早期再建を支援する。 1 補助対象者： 被災により店舗（テナント含む）が被災し、新たな店舗の借り上げにより営業再開を目指す自営業者のうち、平成18年6月1日現在仮設住宅に入居している者 2 補助対象経費： 店舗賃借料（2年間限度、敷金・礼金・改装費等は対象外） 3 補助率：1/2以内（上限 60万円/年） 4 事業期間：平成18年度～平成20年度
12	組合共同施設等復旧支援 （復興基金事業） <b>追加</b>	組合等	国・県災害復旧事業などの支援対象外の組合共同施設等の復旧に対して補助し、地域商工業の早期復興を図る。 1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内において、震災により共同施設等が被災した組合等

事業名	事業主体	事業概要
		2 補助対象経費： 被災した組合共同施設等の復旧に要する経費（事業費50万円以上） 3 補助率：1/2以内（上限 2,000万円/1箇所） 4 事業期間：平成18年度～平成19年度
13 被災地商工業者復興相談支援（復興基金事業）追加	商工会、商工会議所、県商工会連合会	商工会・商工会議所の経営指導員設置に係る経費の一部を補助し、被災地の地域経済の復興を図る。 1 補助対象： 商工会、商工会議所、新潟県商工会連合会 2 補助対象経費： 商工業者の経営管理・新分野開拓・創業等に関する経営支援事業の実施に係る人件費及び事業費 3 補助率： ・人件費 10/10 ・事業費 定額40万円 4 事業期間：平成19年度～平成26年度

## ⑥ 被災者の就業支援

### 【基本事業 13601 被災者の就業への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 震災復興支援職業能力開発事業	県	1 被災地求職者特別訓練 就業が困難となっている被災者を対象に、求人・求職需要が多い職種に対応した職業訓練を実施し再就職の促進を図る。 (1)対象者：り災証明を受けている求職者等 (2)実施方法： 被災地の求人・求職ニーズにより効果的な職業訓練を民間事業者へ委託して実施する。 2 訓練手当 公共職業訓練の受講に対する援護措置として訓練手当を支給し、安定就労を支援する。 (1)支給対象者： 雇用保険失業給付の支給を受けられない次の者で、公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受講する場合。 ①り災証明を受けている世帯に属する次の者 ・45歳以上の者 ・障害者、母子家庭の母等の者 ②中越大震災災害指定地域内で就業していた者で、震災により離職した者 ・事業所等で雇用されていた者 ・自営業者、家族従業者、農林漁業従事者 (2)支給内容：（平均月額 約11～13万円） ①基本手当 訓練を受講する期間の日数に応じて支給 ・日額3,930円（新潟市・長岡市） ・日額3,530円（その他の市町村） ②技能習得手当 ・受講手当 受講日数に応じて支給 日額500円



	事業名	事業主体	事業概要
	【職業能力開発課】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所手当 通所に要する費用又は通所距離に応じて支給 (3)負担割合：国 1/2、県 1/2</li> </ul>
02	被災者特別訓練受講手当 (復興基金事業) 追加	公共職業 訓練受講 者	<p>就業が困難な被災者の公共職業訓練受講に対する援護措置として「特別訓練受講手当」を支給し、安定就労を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支給対象者： <ul style="list-style-type: none"> <li>法令による給付金等の支給を受けることができない次の者</li> <li>①対象とする被災者の範囲 罹災証明を受けている世帯に属する者又は震災に伴う求職者等</li> <li>②対象とする公共職業訓練 訓練期間2月以上、短期課程の普通職業訓練等</li> </ul> </li> <li>2 支給内容：平均月額約 11～13万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本手当 訓練を受講する期間の日数に応じて支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日額3,930円(新潟市・長岡市)</li> <li>・日額3,530円(その他の市町村)</li> </ul> </li> <li>②技能取得手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講手当 受講日数に応じて支給 日額500円</li> <li>・通所手当 通所に要する経費又は通勤距離に応じて支給</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3 事業期間：平成18年度～平成21年度</li> </ol>
03	被災地域緊急雇用創出 (復興基金事業)	市町村	<p>被災地域の実情に応じて、創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象：災害救助法の適用を受けた市町村</li> <li>2 補助対象事業： <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市町村が新たに企画する雇用・就業機会の創出効果が高い次の事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村自ら実施する事業</li> <li>②民間企業等の委託により行う事業</li> </ul> </li> <li>(2)被災地のシルバー人材センター等に委託し、一時的にシルバー人材センター等に会員登録した仮設住宅に入居している中高年齢者を中心に実施する事業</li> </ul> </li> <li>3 補助対象事業の要件： <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費割合が概ね8割以上の事業で、かつ、り災証明書を有する失業者や、事業再開できない自営業者</li> <li>・農林水産業従事者を概ね2/3以上新規に雇用すること</li> <li>・新規に雇用する者の雇用期間は、1人につき通算して1年未満とすること(ただし、2(1)の事業は仮設住宅入居者等の就職支援に係るものに従事する者、並びに2(2)の事業は仮設住宅の入居者(退去者含む)及び市町村長が特に認める者は、この限りでない。)</li> <li>・建設・土木事業及び直接的な収益を見込んだ事業でないこと</li> </ul> </li> <li>4 補助率：10/10</li> <li>5 事業期間：平成17年度～平成19年度</li> </ol>
04	被災地域若年者雇用対策 (復興基金事業) 新規	若年者就 職支援施 設設置団	<p>若年求職者の雇用促進や製造業における技術者不足を解消するため、被災地域を中心とした若年者を対象とする就職支援施設の設置、運営を支援することにより、若</p>

事業名	事業主体	事業概要
	体	<p>年者の人材育成や就労促進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象： 若年就職支援施設を設置、運営し、補助対象事業を実施する団体</li> <li>2 補助対象事業： 被災地域の若年者を対象としたカウンセリング、再就職に向けたキャリア形成支援などの事業（国の「若年者のためのワンストップサービスセンター事業を実施するために必要と認められたものであること」）</li> <li>3 補助対象経費： 2の事業に係る人件費、管理費、事業費</li> <li>3 補助率：10/10（補助限度額 1億円/年）</li> <li>4 事業期間：平成19年3月～平成21年3月</li> </ol>

## 2 生活基盤の復旧

### (1) 公共土木施設等の復旧

#### ① 道路・河川の復旧等

##### 【基本事業 21101 早急な道路機能の回復】

事業名	事業主体	事業概要
01 公共土木施設災害復旧事業 (激甚災害指定)  【道路管理課】	県	異常な天然現象により被災した公共土木施設の復旧を行う。 なお、災害復旧事業は原形復旧が基本であるが、これが不相当である場合は、元の道路機能保全のための法線や構造の変更が可能となる。 ・(主) 栃尾山古志線のバイパス化 ほか
02 河川等災害関連事業(関連)  【道路管理課】	県	災害箇所の復旧に加え、関連箇所に改良を施すことで、道路機能を大きく増進できる場合、災害復旧費に同程度の関連費(改良費)を加えて改良復旧する。 ・(主) 柏崎高浜堀之内線羽黒トンネルの拡幅改良復旧

##### 【基本事業 21102 早急な河川機能の回復】

事業名	事業主体	事業概要
01 公共土木施設災害復旧事業 (激甚災害指定) 【河川管理課】	県	異常な天然現象により被災した公共土木施設の復旧を行う。

##### 【基本事業 21103 復興支援のための道路の早期供用】

事業名	事業主体	事業概要
01 一般国道291号竹沢拡幅 (長岡市(旧山古志村))  【道路建設課】	県	長岡市旧山古志村地区へのアクセス路として、復興に向けた円滑な交通を確保するため、復旧工事と調整を取りながら早期供用に向けて工事を推進する。 1 延長：4.7km(うち未供用区間約0.9km) 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10
02 (主) 柏崎高浜堀之内線 濁沢バイパス (長岡市)  【道路建設課】	県	長岡市及び同市旧山古志村地区の中心部を結ぶ唯一の幹線道路である現道は、中越大震災により数多くの土砂崩落等が発生し、応急復旧は施したものの危険な状態が続いているため、バイパス事業の早期供用に向けて工事を推進し、被災地の復興を支援する。 1 延長：1.69km 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10 (県交付金事業全体)
03 (主) 柏崎高浜堀之内線 地藏トンネル (長岡市、柏崎市(旧西山町))	県	長岡市及び柏崎市旧西山町地区の中心部を結ぶ幹線道路である現道の市境にある地藏トンネルは、老朽化しており、幅員も狭いため、バイパス整備によるトンネルの新設工事を推進し、被災地の早期復興を支援する。トンネル部を含むバイパスは平成18年度供用済。 1 延長：1.05km 2 負担割合： ・補助事業 国 5.5/10、県 4.5/10

事業名	事業主体	事業概要
【道路建設課】		・交付金事業 国 5.5/10、県 4.5/10 (県交付金事業全体)
04 (主)小千谷川口大和線 川口橋 (川口町)  【道路建設課】	県	中越大震災により被災し、川口町孤立の要因となった旧橋の架け替え等により、右岸側中心市街地と左岸側地区とのアクセスを改善し、被災地の早期復興を支援する。 1 延長：0.8km 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10 (県交付金事業全体)

## ② 土砂災害の復旧

### 【基本事業 21201 安全・安心な生活空間の確保】

事業名	事業主体	事業概要
01 小規模急傾斜地崩壊防止事業 補助金  【砂防課】	市町村	中越大震災により発生したがけ崩れ災害について、がけ崩れ防止工事を施行することにより、再度災害の防止を図る。 1 工事内容： 排土工、現場吹付法砕工、防護柵工、待受擁壁工、水路工、ブロック積工等 2 負担割合：県 1/2、市町村 1/2

## ③ 水道の復旧支援

### 【基本事業 21301 水道施設の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 水道施設等の災害復旧費補助金	市町村	中越大震災で被災した水道施設を復旧するために水道事業者に対して国が補助金を交付する。 1 補助対象事業：(耐震化の改良復旧工事等含む) 市町村(一部事務組合)が行う水道事業で①給水人口が5,001人以上である上水道事業、②給水人口が101人以上5,000人以下の簡易水道、③50人以上100人以下の飲料水供給施設並びに水道事業者が水道用水を供給する水道用水供給事業であって次の被害額以上の被害があった水道施設。 ○水道施設の復旧額(応急仮工事の額を除く)が次に掲げる限度額以上であって、現在給水人口に130円(簡易水道については110円)を乗じた額以上であるもの。 ・上水道事業、水道用水供給事業 企業団営 7,200千円 市営 1,900千円 町村営 1,000千円 ・簡易水道事業 市営 1,000千円 町村営 500千円 2 補助対象施設： ①取水及び貯水施設

事業名	事業主体	事業概要
【生活衛生課】		②導水及び送水施設 ③浄水施設 ④配水施設 ⑤共同給水の施設 ⑥給水装置（配水管から止水栓までの間） 3 負担割合：国 8/10、市町村 2/10 （被害額が一定額以下である場合、国 1/2、市町村 1/2）
02 水道施設整備支援 （復興基金事業）追加	住宅被災者	（再掲）12ページ【基本事業 11101-14】参照

#### ④ 合併処理浄化槽の復旧支援

##### 【基本事業 21401 合併処理浄化槽設置の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 廃棄物処理施設災害復旧事業 【廃棄物対策課】	市町村	市町村の廃棄物処理施設（市町村設置型浄化槽を含む）が被災した場合、原形に復旧する費用の一部を国が補助する。 1 限度額：（1施設当たり） 市 150万円以上、町村 80万円以上 2 負担割合：（中越大震災に限る） 国 8/10、市町村 2/10
02 合併処理浄化槽設置整備事業 【廃棄物対策課】	市町村	中越大震災で被害を受けた被災者に対して、市町村が住宅再建のための新たな浄化槽設置費用の一部を国庫補助制度を活用して補助する場合に、市町村に対して補助金を交付する。 1 補助対象 ①対象市町村 国庫補助事業を実施する全市町村 ②対象浄化槽 住宅の50人槽まで（事業所、集会所等は対象外） 2 補助基準額：設置費用の40% 3 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

#### ⑤ 地籍調査の促進

##### 【基本事業 21501 地籍データ再生への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 震災復興地籍再調査事業 【農村環境課】	市町村	中越大震災による地殻変動を受け使用不能となった既存の地籍図の修正を支援する。 1 補助対象：地殻変動の大きい次の市町村 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、川口町、刈羽村 2 補助対象経費： 基準点成果の改訂に伴う地籍図の修正に要する経費 3 負担割合：国50%、県25%、市町村25%

	事業名	事業主体	事業概要
02	地籍調査事業  <b>【農村環境課】</b>	市町村	境界などの土地情報の明確化を図る地籍調査の実施を支援する。 1 補助対象：地籍調査実施市町村 2 補助対象経費：地籍調査に要する経費 3 負担割合：国 50%、県 25%、市町村 25%

## (2) 公共施設等の復旧

### ① 医療施設・社会福祉施設等の復旧支援

#### 【基本事業 22101 医療施設等の復旧支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 医療施設等災害復旧支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	医療施設 等開設者	医療施設等の復旧事業に係る経費を補助することにより、施設設置者等の負担軽減を図る。 1 補助対象者： 被災した医療施設等の開設者（公立を除く） 2 補助対象経費： 医療施設・設備の復旧に要する経費（80万円以上（看護師等養成所は20万円以上）が対象。設備は医療機器に限る。外構・敷地の復旧は対象外。） 3 補助率：1/2 4 事業期間：平成19年度

#### 【基本事業 22102 社会福祉施設等の復旧支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 社会福祉施設等災害復旧支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	社会福祉 法人等	社会福祉施設、介護老人保健施設等の復旧事業に係る経費を補助することにより、施設設置者の負担軽減を図る。 1 補助対象者： 被災した社会福祉施設等を設置する社会福祉法人、医療法人等 2 補助対象経費： 社会福祉施設等の復旧に要する経費（20万円以上が対象。設備及び外構・敷地の復旧は対象外。） 3 補助率：1/2 4 事業期間：平成19年度

### ② 教育・文化施設等の復旧支援

#### 【基本事業 22201 私立学校施設の復旧支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 私立学校施設設備災害復旧支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	私立学校 設置者	私立学校の施設・設備の復旧に要する経費を補助することにより、自己負担額の軽減を図る。 1 補助対象者： 災害救助法市町村内に所在する私立中学・高等学校・幼稚園・専修各種学校・大学の設置者 2 補助対象経費： 被災施設・設備の復旧に要する経費（施設・整備とも50万円以上が対象。外構・敷地の復旧は対象外） 3 補助率：1/2以内 4 事業期間：平成19年度

【基本事業 22202 文化財等の修理・修復への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 国指定文化財等保護助成事業 (震災対応分)  【文化行政課】	文化財所有者	被災した国指定文化財の早期復旧・復興を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象：被災した国指定文化財 2 補助対象経費：被災文化財の修理・修復に要する経費 3 負担割合：国 70～85%、県 国補助残の1/3(10～5%) 4 事業期間：平成16年度～平成21年度
02 指定文化財等災害復旧支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	文化財所有者	被災した国指定文化財の早期復旧・復興を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象者：災害救助法適用市町村内に所在する文化財所有者で、被災文化財の修理・修復を行う個人・法人 2 補助対象経費： ①次の文化財の修理・修復に要する経費 ・国・県・市町村指定及び国登録文化財 ・市町村文化財保護審議会が指定文化財に準ずるものとして評価されたもの ②①の被災文化財を保護し収蔵するための施設・設備の修理 ③①の被災文化財を保護するために一時的に使用する倉庫等施設の借上料、運送経費 ※復旧費用50万円以上を対象とする。 敷地復旧も対象とする。 3 補助率：3/4以内 4 事業期間：平成19年度～平成21年度
03 歴史的建造物等再建支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	歴史的建造物所有者	被災した歴史的建造物及び文化的建造物の復旧・復興を図るため、被災建造物所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象者：災害救助法適用市町村内に所在する歴史的建造物等の所有者で、歴史的建造物等の修理・修復を行う者 2 補助対象経費：歴史的建造物等の復旧に係る経費（復旧・保存の必要性について市町村長が認めるもので、復旧費用50万円以上が対象。敷地復旧も対象。） 3 補助率：3/4以内 4 事業期間：平成19年度～平成20年度

【基本事業 22203 無形文化財の復興・保存への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 牛の角突き復興支援 (復興基金事業)	「牛の角突きの習俗」の復興、保存を行う者、団体	中越大震災で被災し、伝承の危機にさらされている重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存に要する経費を補助する。 1 補助対象者：重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存を行う者または団体(市町村を除く)



事業名	事業主体	事業概要
		<p>2 補助対象事業：</p> <p>①仮設闘牛場の設置(撤去を含む)</p> <p>②仮設闘牛場での「牛の角突き」開催</p> <p>③避難先からの闘牛運搬</p> <p>④牛舎の設置</p> <p>⑤仮設牛舎での飼育委託(飼料代等の経常経費除く)</p> <p>⑥牛の購入(後継若牛含む)</p> <p>⑦闘牛運搬車両の購入(被災により使えなくなった車両の更新に限る)</p> <p>3 補助対象経費：</p> <p>補助対象事業の実施に必要な経費 ただし、市町村やその他団体からの補助金を受ける場合は、それらを控除した額とする。</p> <p>4 補助率：</p> <p>1/2 (闘牛購入、運搬車両購入は1/3以内)</p> <p>5 補助限度額</p> <p>①の事業：650万円/箇所</p> <p>②の事業：300万円/年 (入場料等収入がある場合は控除した額が対象経費)</p> <p>③の事業：25千円/頭・年</p> <p>④の事業：本牛舎(個別式) 200万円/頭 " (集合式) 65万円/頭 仮設牛舎 75万円/施設</p> <p>⑤の事業：18万円/頭・年</p> <p>⑥の事業：35万円/頭</p> <p>⑦の事業：250万円/台</p> <p>6 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>

【基本事業 22204 民俗・歴史資料保存への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 県立歴史博物館の事業活動  【文化振興課】	県	<p>震災により被災した個人の方が保有する歴史、民俗資料が、散逸、廃棄され、県民の貴重な文化が喪失しないよう資料保存の支援を行う。</p> <p>被災地の精神的な支えとして地域の文化遺産の価値や意義に対する認識を広く県民に普及していけるよう、関係機関(市町村教育委員会、地域の博物館、資料館等)と連携した歴史講座や展覧会の開催を検討する。</p>
02 民俗資料・歴史資料保存支援(復興基金事業) 新規	民俗資料等所有者	<p>貴重な地域の民俗資料や歴史資料等を後世へ伝え継承していくため、震災により散逸が懸念される資料等の保存・整理を支援する。</p> <p>1 補助対象者：</p> <p>災害救助法適用市町村内に居住する民俗資料や歴史資料等を所有する個人・団体等</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>民俗資料や歴史資料等の保存・整理に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次保管のための施設借上料、運搬経費</li> <li>・被災の状況把握及び物件リスト作成経費</li> <li>・燻蒸等の処理経費</li> </ul> <p>3 補助率：10/10</p> <p>4 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>

③ 情報通信施設の復旧支援

【基本事業 22301 情報通信基盤施設の復旧への支援】

	事業名	事業主体	事業概要
01	情報通信基盤施設復旧・整備支援 (復興基金事業)	テレビ共同受信組合	<p>中越大震災で被災したテレビ共同受信施設の復旧・整備に要する経費の一部を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者： 被災した受信施設を管理するテレビ共同受信組合</li> <li>2 補助対象経費： テレビジョン放送の再送信に必要な施設等の復旧に要する経費 ただし、復旧に要する経費が20万円以上、かつ、1世帯当たりの負担額が2万円以上の場合に限る</li> <li>3 補助率：1/2(補助金限度額 100万円)</li> <li>4 事業期間：平成17年度～平成19年度</li> </ol>

## Ⅱ 復興施策

### 1 中山間地域の復興

#### (1) 中山間地域の農林業の再生

##### ① 農林業の経営体制の再編・強化の支援

##### 【基本事業 31101 営農の継続に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中山間地域等直接支払制度  【地域農政推進課】	市町村	<p>中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、継続した農業生産活動を行う者に対して直接交付金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地域： 過疎法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法等の法指定地域（通常地域）及びそれに準ずる地域（特認地域）</li> <li>対象農用地： 以下に該当する対象地域内の一団の農振農用地 <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜農用地（傾斜：田1/20以上、畑15度以上）</li> <li>緩傾斜農用地（傾斜：田1/100～1/20、畑8～15度）</li> <li>自然条件により小区画・不整形な田</li> <li>高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地</li> </ul> </li> <li>交付単価：（10a当たり通常単価） <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜農用地：田21,000円、畑11,500円</li> <li>緩傾斜農用地等：田 8,000円、畑 3,500円 （取組内容に応じた加算措置あり）</li> </ul> </li> <li>負担割合： <ul style="list-style-type: none"> <li>通常地域 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> <li>特認地域 国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul> </li> </ol>
02 強い農業づくり交付金  【地域農政推進課】	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等	<p>生産・経営等、総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進等、総合的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業目的：（ハード事業分） <ol style="list-style-type: none"> <li>産地競争力の強化 高品質農畜産物の供給体制を図るため、施設・機械等の整備を支援</li> <li>経営力の強化 認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積等、地域農業の構造改革を加速化するため、施設・機械等の整備を支援</li> </ol> </li> <li>交付対象施設： 共同育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、高生産性農業用機械施設 他</li> <li>事業費の範囲： 産地競争力の強化にあたっては、総事業費が5千万円以上</li> <li>交付率：国 1/3～1/2以内</li> </ol>
03 新潟県中越地震災害対策資金利子補給（復興基金事業）	農業協同組合	<p>中越大震災の被災農業者等の早期経営再建を支援するため、「新潟県中越地震災害対策資金」を融通する農業協同組合に利子補給を行う。</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>1 利子補給対象資金：新潟県中越地震災害対策資金</p> <p>(1) 資金用途 農業協同組合が新潟県中越大震災の被災農業者等に融資する、次期再生産に必要な経営資金及び施設・機械の購入費等資金</p> <p>(2) 貸付限度額及び償還期間 2,000万円、7年以内（うち据置期間1年以内）</p> <p>(3) 貸付利率 当初5年以内 無利子 5年超7年以内 1.9%</p> <p>(4) 利子補給割合 連合会 55%、J A 45%（うち基金22.5%）</p> <p>(5) 貸付実行期間 平成16年10月28日～平成17年12月22日</p> <p>2 補助対象者： 中越地震災害対策資金を融資した農業協同組合</p> <p>3 利子補給期間：貸付後5年以内</p> <p>4 融資枠：35億円</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成22年度</p>
04	新潟県中越大震災農林水産業 再建資金利子助成 (復興基金事業)	市町村	<p>「新潟県中越大震災農林水産業再建資金」を借り受けた被災農林漁業者に利子助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>1 利子助成補助対象資金： 新潟県中越大震災農林水産業再建資金</p> <p>(1) 資金用途</p> <p>① 経営資金 〈農業〉 種苗、農薬、肥飼料その他農業用資材の購入費及び農業用施設・機械・農地の復旧に要する資金等 〈漁業〉 漁具、養魚、餌料その他漁業用資材の購入費及び漁業用施設・機械の復旧に要する資金等</p> <p>② 設備資金 農業用又は漁業用の施設・機械の購入に要する資金</p> <p>(2) 貸付限度額 個人 1,000万円、法人及び団体 3,000万円 (特認：個人 3,000万円、法人及び団体 5,000万円)</p> <p>(3) 貸付利率・利子助成率 ・ 償還期間 7年（特認8年）以内 ・ 基準金利 2.60% ・ 市町村助成  当初5年 1.95%以上（うち基金助成1.95%）  6年目以降 任意</p> <p>(4) 貸付実行期間 平成17年10月31日まで (必要に応じ平成19年10月31日まで延長可)</p> <p>2 補助対象者：借受者への利子助成を行う市町村</p> <p>3 補助期間：貸付後5年以内</p> <p>4 融資枠：10億円</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成22年度</p>
05	農林漁業制度資金利子助成 (復興基金事業)	市町村	<p>1 制度資金利子助成 新潟県中越大震災の被災農業者等が新規に借り入れる、農林漁業制度資金の支払利息の一部または全部を</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>助成する市町村に対して補助する。</p> <p>(1) 利子助成対象資金： 被災後3年以内に被災農林漁業者が借り受ける、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）、漁業近代化資金</p> <p>(2) 借受者への利子助成率： 借受者が実際に支払った利子に対して ① 損失額が10%以上30%未満 金利負担額の1/4（農家負担3/4） ② 損失額が30%以上50%未満 金利負担額の1/2（農家負担1/2） ③ 損失額が50%以上 金利負担額の全額（農家負担なし）</p> <p>(3) 補助対象者： 対象資金の支払利息の一部または全部を助成する市町村</p> <p>(4) 市町村への補助率：10/10以内（上記助成基準以内）</p> <p>(5) 補助期間：貸付後5年以内</p> <p>2 協会保証料助成 被災農業者等が、JA資金、再建資金、制度資金を新規に借り入れる際に必要となる新潟県農業信用基金協会等の保証料について、その全部または一部を助成する市町村に対して補助する。</p> <p>(1) 借受者への助成率： ① 損失額が10%以上30%未満 支払保証料の1/4（農家負担3/4） ② 損失額が30%以上50%未満 支払保証料の1/2（農家負担1/2） ③ 損失額が50%以上 支払保証料の全額（農家負担なし）</p> <p>(2) 補助期間：貸付後5年以内</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成24年度</p>
06	代替農地等営農継続支援（復興基金事業）	農業者、農業協同組合等	<p>中越大震災により、中山間地域では営農の基盤が失われ、生産意欲の低下、ひいては多数の離農者の発生による集落の崩壊まで懸念されることから、中山間地域農業の維持のため、被災農地復旧までの間、緊急避難的に行う代替農地の確保、水稻作付けが困難な農業者の生産目標数量を他の農業者に譲渡する米の地域間調整等を支援する。</p> <p>1 補助対象者： (1) 代替農地等の確保 中越大震災による農地等の被害額が農業所得の10%以上の市町村（13市町村）に在住する農業者、農業協同組合等 (2) 米の地域間調整 生産目標数量の全部又は一部を市町村内調整、JA・市町村間調整により他の農業者に譲渡する者</p> <p>2 補助対象経費： (1) 代替農地等の確保 ① 代替農地を確保し営農を継続するための小作料及び通勤耕作に係る掛増し経費 ② 営農再開が当面困難な農業者を農業生産法人等が一時的に雇用するために必要な経費 ③ 被災した高齢農業者等が自家菜園等農業生産活動を継続するために必要な経費</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>(2)米の地域間調整 震災により作付けが困難な農業者が他の農業者に譲渡した生産目標数量に応じて助成する経費</p> <p>3 補助率等： (1)代替農地等の確保 ①小作料 2/3、通勤耕作 3千円/10a ②賃金、各種保険料 1/2 ③自家菜園農地借上料ほか 10/10（上限600万円）</p> <p>(2)米の地域間調整 20千円/トン</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>
07	<p>新潟県農林水産業総合振興事業（中越大震災営農体制復興支援） 【県独自事業】</p> <p>【地域農政推進課】</p>	<p>農業者の組織する団体</p>	<p>営農の継続や耕作放棄の発生防止を図るため、地域ぐるみで営農の組織化を進め、効率的で継続的な営農体制を構築するために必要な機械・施設の整備を支援する。</p> <p>1 補助対象地域： 中越大震災による農地等の被害が市町村の農業所得額の10%以上となる市町村</p> <p>2 補助対象経費： 営農体制の構築に必要な機械・施設の整備に係る経費</p> <p>3 事業主体要件： (1)中越大震災を契機に営農体制を構築するために設立した組織であること。 (2)中越大震災で被災した者が構成員の過半を占めること。 (3)離農が懸念される被災農家等の農作業を受託できること。 (4)地域水田農業ビジョン等に担い手として位置づけられた者(年度内に位置づけられることが確実な者を含む)であること。</p> <p>4 補助率： ・一般地域 機械 3/10、施設 4.5/10 ・中山間地域 機械 1/3、施設 5/10</p> <p>5 事業期間：平成17年度～</p>
08	<p>地域営農活動緊急支援（復興基金事業）追加</p>	<p>協業組織、共同利用組織</p>	<p>被災地域において、地域ぐるみで営農の組織化を進め、効率的で継続的な営農体制を確立するための経費を助成し、営農の継続や耕作放棄の発生防止を図る。</p> <p>1 補助対象者： 地域ぐるみの協業組織又は共同利用組織</p> <p>2 補助対象経費： ①営農体制確立 地域ぐるみの協業経営組織又は共同利用組織の設立・運営のために必要な機械・施設の整備等に要する次の経費 ・営農用機械・施設の整備費、取得費 ・組織で使用する構成員の機械・施設の修繕・移設費 ②組織化推進 組織化のための合意形成に向けた推進に要する次の経費 ・会議費 ・研修会費、資料代等</p> <p>3 補助率：3/4以内</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成20年度</p>

【基本事業 31102 農業の法人化等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域でガッテン！組織化・法人化支援事業  【地域農政推進課】	法人化を行う生産組織	「小規模経営」から、「品目横断的経営安定対策」にも対応可能な「高収益な農業経営」への転換を緊急的に進めるため、法人化の取組を集中的に支援する。 1 補助対象：法人化を行う生産組織 2 補助対象経費：法人化の必要経費の一部 3 事業期間：平成18年度～平成19年度

【基本事業 31103 地域農業の生産体制の再構築に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 産学官連携経営革新普及指導事業新規  【経営普及課】	県	普及組織、試験研究機関、大学及び民間等の産学官連携による新たな普及方法を確立し、革新技術の導入や高付加価値型生産技術の確立等による先進的な農業経営の実現を図り、もって競争力のある担い手の育成及び産地の活性化を支援する。 1 支援対象： ①対象市町村 長岡市 ②対象地区 震災地区 2 補助対象経費： 農業普及指導センターによる支援活動に係る経費 3 事業期間：平成19年度～平成21年度
02 耕作放棄地緊急対策普及活動事業  【経営普及課】	県	人材育成と技術支援をリンクさせながら、地域実態に即した①新規品目導入、②担い手の確保・育成、③産地育成等を集中的に実施し、農地の効率的利用と地域の生産体制構築を指導する。 1 支援対象 ①対象市町村 魚沼市、十日町市、柏崎市 ②対象地区 耕作放棄が拡大及び今後拡大が予想される地区 2 補助対象経費： 農業普及指導センターによる支援活動に係る経費 3 事業期間：平成17年度～平成20年度

【基本事業 31104 林業への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 民有林造林奨励事業  【林政課】	市町村、森林組合、森林整備法人、森林所有者等	森林所有者等が実施する造林木の植栽、保育（下刈り、間伐、枝打ち等）及びそれ伴う路網の整備に対して補助金を交付する。 1 補助対象：全市町村 2 補助対象経費：(主なもの) ①地存え及び苗木の植え付け（人工造林） ②植栽木の育成を阻害する雑草木の除去（下刈り） ③雪で倒伏した植栽木の引き起こし（雪起こし） ④人工林における不用木等の除去及び密度調整のための抜き伐り（除・間伐） ⑤人工林における枝葉の除去（枝打ち） ⑥ ①、④、⑤の実施に伴う作業路の開設 3 負担割合：県 4/10～7/10

事業名	事業主体	事業概要
02 間伐促進対策  【林政課】	市町村、森林組合、森林整備法人、森林所有者等	森林組合、市町村等が実施する間伐実施に必要な作業道や林業機械の整備に対して交付金を交付する。 1 補助対象： 一定数以上の緊急間伐推進団地を設定する市町村等 2 補助対象経費： ①作業道整備 緊急間伐推進団地内の間伐に必要な作業道の開設 ②林業機械作業システムの整備 集団的かつ効率的な間伐の実施に必要な林業機械の整備及び基幹作業道の開設 3 負担割合：県 5.5/10～7/10
03 県営林道開設事業  【林政課】	県	森林の適正な維持・管理、合理的な林業経営の確立及び農山村地域の生活環境改善と地域振興を図るための基盤となる林道の整備を促進する。 ○負担割合：国 50%、県 43%、市町村 7%
04 森林整備緊急支援 (復興基金事業) 新規	森林組合等	(再掲) 35ページ【基本事業 13202-01】参照

【基本事業 31105 きのご産地の復興への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 きのご王国・にいがた振興事業  【林政課】	農業協同組合、森林組合、農林業者の組織する団体等	中越大震災で大きな被害を受けた地域で、きのご生産団体等が地域の復興に向けて実施する施設整備に対して助成し、市町村に対して補助金を交付する。 1 補助対象： 農業協同組合、森林組合、農林業者の組織する団体等 2 補助率：県 1/2 3 事業期間：平成16年度～平成20年度

② 営農再編に合わせた農業基盤整備の促進

【基本事業 31201 生産性を高める農地整備等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中山間地域総合整備事業  【農村環境課】	県	農業の生産条件等が不利な地域を対象に、農業生産基盤及び農村生活環境の整備を一体的・総合的に行う。 1 補助対象者： 中山間地域総合整備事業の実施市町村及び受益者 2 補助対象事業： ①農業生産基盤整備 農業用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災、暗渠排水、農用地の改良、保全等 ②農村生活環境整備 農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、活性化施設等 3 負担割合： 国 55%、県 30%、市町村・受益者 15%



事業名	事業主体	事業概要
02 農地環境整備事業  【農村環境課】	県	農業の生産条件等が不利な地域を対象に、耕作放棄地を含め長期的な営農の継続が見込めない農地と、今後とも営農を継続し生産性の向上を図る農地とに計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を図る。 1 補助対象者： 農地環境整備事業の実施市町村及び受益者 2 補助対象事業： ①生産区域整備 農業用排水施設、農道、ほ場整備、暗渠排水等 ②保管理区域整備 排水路、管理用道路等 3 負担割合： 国 55%、県 32.5%、市町村・受益者 12.5%
03 農地災害関連区画整備事業  【農地建設課】	市町村、 土地改良 区、農業 協同組合 等	(再掲) 31ページ【基本事業 13101-02】参照
04 元気な地域づくり交付金 (中山間地域等振興対策)  【農村環境課】	市町村、 土地改良 区	棚田地域等において、営農の継続を通じた多面的機能の維持を図るために必要な農道、用排水路等の簡易な整備を行う。 1 負担割合：(カッコ内は地すべり地域) 国 55(55)%、県20(22.5)%、地元25(22.5)% 2 事業期間：平成17年度～平成21年度
05 県営農道整備事業  【農地整備課】	県	農業の生産性の向上及び農産物等の流通の合理化を図り、併せて農村生活環境の改善に資するため、農道の整備を実施する。 ○負担割合 ①広域営農団地農道整備事業 国 50/100、県 35/100～40/100 市町村 15/100～10/100 ②一般農道整備事業 国 50/100、県 25/100、市町村 25/100 ③農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 国 30/60、県 20/60、市町村 10/60

【基本事業 31202 担い手育成や農地利用集積に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 経営体育成基盤整備事業  【農地整備課】	県	農地の区画形状の改善（大区画化・汎用化）を中心とした用排水路・農道等の農業生産基盤や、集落道・集落排水施設等の農村生活環境の整備及び換地による農地の集団化等を総合的に実施し、また、関連するソフト事業と一体的に整備することにより高生産性農業の実現とそれを担う経営体の育成を図る。 ○負担割合： 国 55/100～50/100、県 30/100～25/100

### ③ 担い手確保の支援

#### 【基本事業 31301 多様な担い手の確保への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 定年就農者支援対策事業  【経営普及課】	県、市町村	若い担い手の確保が困難な地域において、定年就農者を重要な担い手として確保・支援するとともに、農のある田舎暮らしを希望する定年退職者への相談活動・情報提供等を行う。 1 県推進費 (1)シニア高度専門研修（農業大学校） (2)ウイークエンド農業講座（農業大学校） (3)シニア就農アカデミーの実施（農業大学校） (4)定年就農相談窓口設置と相談員の配置 (5)農のある暮らし体験ツアー（社団法人新潟県農林公社委託） (6)定年就農者の実態把握調査（新潟県農業会議委託） 2 市町村補助金 (1)地域の受入体制整備 (2)定年就農者の確保 (3)集落等における技術修得支援

#### 【基本事業 31302 就農者の確保・育成への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 新規参入者就農就業サポート事業  【経営普及課】	新潟県農業会議（委託）	新規参入者に対して、農業法人での実践的な研修機会を提供し、就農又は農業法人への就業を促進する。 ○ 事業内容 (1)研修生受入法人の登録 (2)新規就農アドバイザー研修会の実施 (3)受入農業法人に対する指導費等の助成 ア 月額 42千円を限度 イ 月数 10か月を限度

#### 【基本事業 31303 農村女性の活動促進への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 農村女性起業バリューアップ事業追加  【経営普及課】	県	農村女性が行う起業活動に対し、新たな商品開発、生産技術の確立及び販路の確保等を支援し、農村女性起業の経営発展や地域活性化への貢献を促進する。 1 県段階 (1)農村女性起業指導者連絡調整会議の開催 (2)農村女性起業発展推進フォーラムの開催 2 地域段階 (1)経営体質の強い農村女性起業の育成 (2)ネットワーク活動強化の支援

## (2) 中山間地域の活性化

### ① 新たな産業おこしへの支援

#### 【基本事業 32101 中山間地の特性を活かした取組への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 新潟県農林水産業総合振興事業 (中山間地域活性化対策)  【地域農政推進課】	市町村、農業協同組合、森林組合、農林業者等の組織する団体、第3セクター、農業者(やるき農家支援型の要件を満たすもの)、特定法人※メニューにより制限有り	地域の特性を活かした農林水産業の振興、就業機会の確保充実、定住条件及び生活環境の整備、多面的機能の増進など集落協定に基づく地域活性化プランの実践等する場合に、市町村等事業実施主体に対して補助金を交付する。 1 補助対象地域： 特定農山村法、山村振興法、離島振興法、過疎法(平成16年4月1日現在)等の法指定地域 2 事業メニュー： ①継続的農林業生産体制整備 地域における生産体制の整備や直接支払制度実施地区の営農体制の構築に向けた生産基盤、農林業機械・施設の整備に対する支援 ②地域資源型ビジネス促進 地域資源の商品化・高付加価値化のための施設や施設重点作物の導入や特産品の開発・販売促進活動、自然資源活用施設等の整備に対する支援 ③定住促進 定住環境改善のための新規就労施設、高齢者・女性活動施設、多目的集会所施設、集落道等の整備に対する支援 3 補助対象経費・負担割合： ①地区支援型 当該事業に要する経費の推進費等5/10以内、機械整備1/3以内、施設整備5/10以内、基盤整備4.5/10以内 ②やるき農家支援型 当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合、推進費等1/6以内、機械整備1/6以内、施設整備1/6以内、基盤整備1/6以内
02 コミュニティビジネスの支援 (いいがた産業創造機構(NICO)事業) 【産業政策課】	個人、団体等	ビジネスを立ち上げようとする個人・団体等に対して、ビジネスプランに関する助言指導を行う。
03 いいがた「なりわいの匠」認定事業  【地域農政推進課】	県	高度な技能を有する中山間地域の高齢者等を発掘し、体験交流の促進や地域資源を活かしたビジネス化を先導する人的資源として育成・確保を図り、営農・生活における技能や伝統的技術を活かした特色ある地域づくりを推進する。
04 中山間地域豊かな村づくり推進事業新規	協定集落及び協定集落の連携組織、県	中山間地域の持つ豊かな自然景観などの地域資源を活かしたビジネス化など、地域ぐるみで活性化プランの策定・実践活動に取り組む集落等を支援し、自立できる中山間モデルを育成するとともに、他地域への波及を図る。 ○ 事業内容： ①豊かな村づくり基金造成補助金 地域活性化戦略プランの策定・実践活動に充当するための取り崩し型基金の造成に対して定額助成 ・事業主体 協定集落及び協定集落の連携組織 ・負担割合 1地区1,500千円以上の基金造成に対し

事業名	事業主体	事業概要
【地域農政推進課】		750千円（定額） ②中山間地域豊かな村づくり推進事業 プランの策定、実践に向けた重点指導等 ・事業主体 県

【基本事業 32102 食品産業と産地の連携に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 食品産業・産地マッチング支援事業               【食品・流通課】	地場産応援企業の組織する団体	<p>県内の食品産業企業（個人事業者を含む）に対して、県産農林水産物を主原料とした食品やメニューの開発・提供を行う取組を支援する。</p> <p>1 補助対象： 自社商品に県産農林水産物を主原料として使用し、今後も県産農林水産物の使用を拡大しようとする食品産業企業が地場産応援企業として「にいがた21地産地消運動」推進委員会に登録し、2社以上の地場産応援企業を含む組合、法人、事業体等で、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>○対象要件</p> <p>①継続的な県産農林水産物の使用が見込まれ、かつ今後相当規模の使用拡大が期待できること。</p> <p>②特徴ある商品またはメニューによって、県産農林水産物や産地のイメージアップが図られること。</p> <p>2 補助対象経費等： (1)標準事業費 1,600千円 (2)補助対象経費</p> <p>①コラボレート食品又はメニューの開発費 検討会議開催費、開発・試作用の原材料費、器具購入費</p> <p>②実証ほ設置費 種苗費、生産資材費、共同作業用器具費等</p> <p>③開発商品のPR活動費 PRイベント開催費、パンフレット・ポスター作成費</p> <p>3 負担割合：県 1/2、食品産業企業 1/2 4 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>

② 地域資源を活かした観光・交流産業の支援

【基本事業 32201 グリーン・ツーリズムの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 農林水産業総合振興事業（にいがた「交流で元気」サポート事業）	県、市町村、農業関係団体、NPO等	<p>地域資源を活用した新たなビジネス機会の創出により、中山間地域の活性化及び農業者の所得の向上を図る。</p> <p>1 事業内容：</p> <p>①グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業 都市住民及び交流受入者等の相談口を一元化することにより支援機能の充実と迅速化を図る。 ・事業主体：県</p> <p>②地域資源型ビジネス提案・成果評価事業 都市住民やNPO法人等から多様な提案を受け、</p>

	事業名	事業主体	事業概要
	【地域農政推進課】		<p>自由な発想による地域資源型ビジネスの取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：市町村、農業関係団体、NPO法人等</li> </ul> <p>③元気自慢交流連携推進事業 交流連携フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：県</li> </ul> <p>④子どもたちの体験学習受入体制整備推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：市町村、第3セクター、市町村で組織された協議会等</li> </ul> <p>⑤やすらぎ空間整備事業 魅力ある滞在型交流拠点や体験空間を整備する。</p> <p>2 事業期間：平成18年度～21年度</p>
02	<p>農林水産業総合振興事業 にいがた「ふれあい・グリーン・ツーリズム」促進 【県独自事業】</p> <p>【地域農政推進課】</p>	<p>市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、農林漁業者等の組織する団体 他</p>	<p>美しい農山漁村景観を保全・整備し、体験農林水産業や新しい余暇活動の場の提供など、地域コミュニティ等の活性化、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや都市との交流活動を推進して、農山漁村地域の活性化を図る。</p> <p>1 事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①グリーン・ツーリズム推進対策</li> <li>②景観整備</li> <li>③ふれあい空間整備</li> <li>④農林漁業体験宿泊施設等整備</li> <li>⑤伝統文化等保存活用施設整備</li> </ul> <p>2 事業実施地区： 都市との交流施設等の整備などにより、グリーン・ツーリズムを積極的に推進しようとする地区</p> <p>3 事業費の範囲：(カッコ内は中山間地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進費等 1,000～5,000千円</li> <li>・機械・施設・基盤整備 3,000～50,000(1,000～50,000)千円</li> </ul> <p>4 補助率：(カッコ内は中山間地域) 推進費等 5/10以内、機械整備 1/3(4/10)以内、施設整備 4.5/10(5/10)以内、基盤整備 4/10(4.5/10)以内</p> <p>5 事業期間：平成16年度～</p>
03	<p>農と観光の連携による魅力づくり事業〔観光・農林水産分野連携事業〕 【県独自事業】新規 【観光振興課】 【地域農政推進課】 【農産園芸課】 【畜産課】 【水産課】</p>	<p>県、県農林公社</p>	<p>本県が全国に誇る「自然・食」を象徴的に組み合わせ、個性的な魅力として発信することにより、魅力ある観光地づくりを行う。</p>
04	<p>農村振興総合整備事業（美しい村づくり総合整備事業） 追加 【農村環境課】</p>	<p>市町村等</p>	<p>景観や自然環境にも配慮し、地域の活性化と都市との交流を促進する美しい村づくりを支援する。</p> <p>1 補助主体：市町村等</p> <p>2 採択要件：総事業費2億円以上</p> <p>3 事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業生産基盤、農村生活環境等の整備</li> <li>②景観や自然環境との調和に配慮した景観整備等</li> </ul> <p>4 補助率：国 5/10、県1/10～2/10、市町村 4/10～3/10</p>

事業名	事業主体	事業概要
05 美の田園復興事業追加  【農村環境課】	市町村、土地改良区、農業協同組合等	<p>良好な農村景観の保全・再生に向けて、農地や土地改良施設等の改修等を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助主体：市町村、土地改良区、農業協同組合等</li> <li>2 採択要件：総事業費15,000千円以上</li> <li>3 事業内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地及び土地改良施設の整備</li> <li>②生活環境の整備</li> <li>③周辺整備</li> </ul> </li> <li>4 補助率：国 5/10、県1/10(H18承認地区)、市町村 4/10</li> </ol>

【基本事業 32202 豊かな自然の保全とふれあいの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 自然環境整備交付金  【環境企画課】	県、市町村	<p>豊かな自然を活用した交流人口の増加を目的として、自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため、国定公園等において、自然公園歩道等の施設整備を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付対象事業： <ul style="list-style-type: none"> <li>①国定公園事業として実施する施設の整備事業</li> <li>②国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業</li> <li>③長距離自然歩道の整備事業</li> </ul> </li> <li>2 交付金事業者 「県」及び県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する「市町村」</li> <li>3 交付対象：交付金の交付対象は「県」</li> <li>4 交付率：45/100以内</li> </ol>
02 自然環境保全啓発活動の推進 (エコ・ミュージアム運営・活動費) 【県独自事業】  【環境企画課】	県	<p>自然と共生した潤いのある社会を構築するために、子供達をはじめとする県民が生き物や植物などとふれ合い、自然を楽しみ、自然を学ぶことができる中核施設「県立浅草山麓エコ・ミュージアム」の円滑な運営を図る。</p> <p>○事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコミュージアム及び魚沼地域において体験型環境教育プログラムを実施する。</li> <li>・環境・自然保護思想の啓発普及を行う。</li> </ul>
03 ふるさとの自然再生協働事業  【環境企画課】	団体	<p>自然公園等におけるすぐれた自然の保護・再生と自然保護活動を推進するため、地域の自然保護団体が実施する植生復元や登山道補修等の保全活動に対して、必要な材料の支給や指導者の派遣を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象事業： 登山道の荒廃拡大防止や植生保護施設の整備等の自然保護を目的とした保全活動</li> <li>2 対象団体： 県内の自然公園、自然環境保全地域で自然保護活動を実施する団体</li> <li>3 標準事業費：1団体当たり200千円/年 <ul style="list-style-type: none"> <li>①材料支給 183千円</li> <li>②アドバイザー派遣 17千円</li> </ul> </li> <li>4 事業期間：平成18年～</li> </ol>

## 2 産業・観光の復興

### (1) 新産業の創出

#### ① 新たな事業展開への支援

##### 【基本事業 41101 中小企業への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中小企業経営革新支援事業 【産業振興課】	中小企業、組合等	(再掲) 41ページ【基本事業 13501-09】参照
02 地場産振興アクションプラン総合支援事業 (アクションプラン推進費補助金) 【県独自事業】  【産業振興課】	組合等	中越大震災により被災した地場産地の早期復興を図るため、産地自ら策定した地場産業振興アクションプランに基き、産地企業が主体となって実施する取組に対して総合的な支援を行う。 1 対象産地： (1)十日町（平成16年度プラン策定） (2)長岡（平成16年度プラン策定） 2 支援対象事業（県負担割合）： (1)十日町 ①新たなファッションきものの企画開発（3/4） ②小売業との連携による新たなきもの販売ルートの構築（2/3） ③ファッションきもの販売のための直営ショップ運営（2/3） (2)長岡 ①地域企業間や大学等外部経営資源との連携のコーディネート（3/4）及びエリアプロモーション戦略の実行（2/3） ②技術・品質等の産地基準の開発（2/3） ③地域企業の得意技術を活かした新技術・新製品の開発（2/3） 3 事業期間：平成17年度～平成19年度
03 専門家派遣事業 (にいがた産業創造機構（NICCO）事業) 【産業政策課】	中小企業	被災した中小企業に対して、復興に向けて経営課題の解決を図ろうとする中小企業の求めに応じて専門家を派遣して診断・助言等を行い、経営基盤の強化を図る。 ○負担割合：県 2/3、事業者 1/3
04 取引連携推進事業 (にいがた産業創造機構（NICCO）事業) 【産業政策課】	中小企業	取引のあっせん、ビジネスマッチング、大規模見本市などを通じて企業間の新規取引を促進し販路拡大等に結びつくよう支援する。
05 防災・救災産業研究会事業 (にいがた産業創造機構（NICCO）事業)  【産業政策課】	中小企業	にいがた産業創造機構が、震災を契機に、防災・救災用品の開発に取り組むチャレンジ精神旺盛な企業を募集して研究会を発足させ、開発テーマの研究や情報交換を活発化させることにより、「防災・救災産業群」の創造を目指す。 (研究会の内容) ・防災・救災用品に関する新規開発テーマの研究 ・開発商品の評価・指導会 ・開発用品の情報発信
06 いきいき健康ビジネス創出事業	中小企業・団体	地域の企業や団体等が主体となって取り組む「健康産業発展の道標」となるような先導的プロジェクトに必要な

	事業名	事業主体	事業概要
	【産業振興課】		<p>な経費を補助し、より多くの成功事例を輩出することにより、機器・食・サービス等の新たな健康関連ビジネスの育成・創造を図る。</p> <p>1 地域モデル枠： 地域の多様な組織が連携して提供する健康サービスを構築するプロジェクトを支援する。 ①補助限度額 7,000千円 (ただし2年目は、5,000千円) ②負担割合 県 1/2、事業者 1/2 (ただし2年目は、県 1/3、事業者 2/3) ③支援期間 最大2年間</p> <p>2 異業種企業連携枠： エリアを特定しない企業等の連携体により新たな機器・食・サービスを開発・構築するプロジェクトを支援する。 ①補助限度額 3,000千円 (ただし2年目は、2,000千円) ②負担割合 県 1/2、事業者 1/2 (ただし2年目は、県 1/3、事業者 2/3) ③支援期間 最大2年間</p>
07	県産農産物加工供給拡大支援事業  【食品・流通課】	食品製造業者	<p>県内の食品製造業者に対して、県産農林水産物を主原料とした新商品開発に伴う県産原材料確保、商品開発、マーケティング等の取組を支援する。</p> <p>1 補助対象： 県内の食品製造業者であって、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者</p> <p>2 補助対象経費等： (1)標準事業費 3,000千円 (2)補助対象経費 ①県産原材料確保活動経費 県産原材料確保に必要な産地との検討会等の連携活動費 ②新商品開発経費 原材料費、機械装置・工具器具費等 ③マーケティング活動費 デザイン等指導料、商品評価の試食会・アンケート調査費等</p> <p>3 負担割合：県 1/2、食品製造業者 1/2 4 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>
08	中小企業者販路開拓支援(復興基金事業) 追加	商工団体、業界団体等	<p>被災地域で製造業を営む中小企業者の早期復興を図るため、産業支援機関等が雇用する受注拡大コーディネーターによる受注の確保と新たな販路開拓のための活動を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内に所在又は県内全域を対象として活動する商工団体、業界団体若しくは産業支援機関その他理事長が認める団体</p> <p>2 補助対象経費： 受注拡大コーディネーターの雇用及び活動に要する経費(人件費、旅費、委託料、庁費等)</p> <p>3 補助率：10/10(補助限度額 1,100万円/年・人) 4 事業期間：平成18年度～平成22年度</p>



事業名	事業主体	事業概要
09 地域商工業者販路開拓支援 (復興基金事業) <b>追加</b>	商工団体、業界団体等	被災した地域産業の振興を図るため、被災地域に所在する商工業者が加盟する商工及び業界団体等が行う販路拡大のイベント等の開催を支援する。 1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内に所在する商工業者が組織・加盟する商工業団体及び業界団体等 2 補助対象経費： 次の事業に係る会場借上料、会場設営費、広告宣伝費等 ①イメージアップ事業 被災した地域産業復興のためのPR事業等 ②受注確保・拡大事業 見本市や展示会等のイベント開催事業 ③地域活性化事業 商工業イベント等の開催事業 3 補助率：3/4（補助限度額 1,500万円/1開催） 4 事業期間：平成18年度～平成22年度

**【基本事業 41102 建設産業の新展開への支援】**

事業名	事業主体	事業概要
01 建設業活性化支援事業  <b>【監理課】</b>	(財)にいがた産業創造機構、商工団体	新分野・新市場進出や企業統合・連携、専門家派遣等、建設業の活性化に資する事業に対して助成することにより、活力ある持続可能な建設産業の実現を図る。 1 補助対象事業： (1) (財)にいがた産業創造機構が行う建設企業等の新分野・新市場への進出や合併・協業化などの企業統合・連携に対する支援事業 (2) 商工団体が行う建設企業への専門家派遣、セミナー開催等建設産業の活性化に資する事業 2 補助率等： (1) 10/10（個別企業への補助については1/2以内 200万円を限度） (2) 10/10
02 建設業地域ビジネス創出支援事業 <b>新規</b>  <b>【監理課】</b>	市町村と建設企業が参加する協議会	地域に根ざし、地域に密着した建設企業の雇用と収益を確保するため、市町村と連携した建設企業の新たなビジネスの創出を図る。 1 補助対象事業： 市町村と建設企業が参加する協議会が行う地域ビジネスのプラン策定事業 2 補助率等：1/2以内（300万円を限度 最長2年）

**【基本事業 41103 新エネルギーの普及啓発】**

事業名	事業主体	事業概要
01 新エネルギーに関するセミナーの開催  <b>【産業振興課】</b>	県	新エネルギーの導入推進を図るため、普及啓発活動の一環として、県民や事業者を対象として、新エネルギーに関するセミナーを開催する。 ○事業期間：平成17年度～平成19年度

事業名	事業主体	事業概要
02 雪冷熱エネルギー活用調査事業  【産業振興課】	県	住宅等建物への雪冷熱エネルギー導入について調査・検討を行い、普及促進に向けた事業を展開する。 (1)実証試験の実施 モデル住宅を用いた実証試験研究を実施し、データ・知見の蓄積を図る (2)セミナー等の開催 雪冷房を導入したモデル住宅の見学会を実施すると共に、雪冷熱エネルギーを主テーマとした啓発普及セミナーを開催する。

## ② 企業誘致の促進

### 【基本事業 41201 企業の立地促進への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 産業立地促進事業補助金  【産業立地課】	県内に工場等を新設・増設した企業	県の次代を担う産業の形成や産業構造の高度化を図るとともに、雇用の機会を創出するため、県内に工場等を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。 1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 製造業（医療・福祉機器、先端型加工組立・基幹部品、健康食品・医薬バイオ関連、高度技術型工業分野） 2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 50億円 ・再投資（増設） 25億円
02 大規模企業立地促進事業補助金  【産業立地課】	県内に大規模な工場等を新設・増設した企業	本県産業の活性化を図るとともに、雇用の機会を創出するため、県内に大規模な工場等を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。 1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 製造業等 2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 10億円 ・再投資（増設） 5億円
03 研究開発施設立地促進事業補助金  【産業立地課】	県内に研究開発施設を新設・増設した企業	研究開発施設の立地を促進し、本県産業構造の高度化を図るため、県内に研究開発施設を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。 1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 自然科学研究所、研究開発部門 2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 10億円 ・再投資（増設） 10億円
04 県営産業団地等企業立地促進事業補助金	県営団地等に工場等を新設・増設した企業	県営産業団地等における企業立地を促進し、雇用の機会を創出するため、県営産業団地等に工場等を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。 1 補助対象： ①対象地域 県営産業団地等

事業名	事業主体	事業概要
【産業立地課】		②対象業種 製造業等 2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 5億円 ・再投資（増設） 3億円
05 外資系企業立地促進事業補助金  【産業立地課】	外資系企業、外国企業、外国の商工団体	外資系企業等の県内進出を促進し、本県産業の活性化を図るとともに、雇用の機会を創出するため、県内に新たに事業所を設置する外資系企業等に対し補助金を交付する。 1 補助対象： (1)対象地域 県内全域 (2)対象業種 ①外資系企業（資本比率1/3超） ②外国企業 ③外国の商工関係団体 2 補助金限度額： 300万円（年間100万円を限度に3年間）

【基本事業 41202 防災・安全産業の誘致、創業の促進】

事業名	事業主体	事業概要
01 コールセンター等企業立地促進事業補助金  【産業立地課】	県内にコールセンター等々を新設・増設・移転する企業	本県におけるコールセンター及びデータセンターの立地を促進し、雇用の機会の増大及び県民所得の向上を図るため、県内にコールセンター及びデータセンターを新設若しくは増設又は移転する企業に対し、補助金を交付する。 1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 コールセンター・データセンター 2 補助金限度額：1億円（知事特認2億円）
02 情報サービス企業立地促進事業補助金  【産業立地課】	県内に情報サービス事業所を新設・増設・移転する企業	本県における情報サービス企業の立地を促進し、雇用の機会の増大及び高度情報通信社会に対応した産業構造の構築を図るため、県内に情報サービス事業所を新設若しくは増設又は移転する企業に対し、補助金を交付する。 1 補助対象： (1)対象地域 県内全域 (2)対象業種 ソフトウェア業等 2 補助金限度額：3千万円
03 創業・新分野進出支援 （にいがた産業創造機構（NICCO）事業）	中小企業	にいがた産業創造機構が、新分野にチャレンジする企業や起業家に対して、専門家による事業評価や新製品の開発等に要する経費の一部補助、マーケティングへの協力、産学連携による新技術開発等の支援を行う。 （主な支援内容） 1 コーディネーター・メンター等による発掘・育成 起業塾、事業可能性評価、NICCOクラブ運営等 2 専門家等との連携 プレーンネットワーク活用、各種情報の受発信 3 創業や新技術・商品の開発等に要する経費の助成 ゆめ、わざ、もの補助金、専門家派遣 4 マーケティング総合支援 マーケティング支援、取引連携推進

事業名	事業主体	事業概要
【産業政策課】		5 次世代をリードする企業群の創出 産学連携支援、産業創造プロジェクト

**【基本事業 41203 地域内再投資の支援】**

事業名	事業主体	事業概要
01 産業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に工場等を新設・増設した企業	(再掲) 68ページ【基本事業 41201-01】参照
02 大規模企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に大規模な工場等を新設・増設した企業	(再掲) 68ページ【基本事業 41201-02】参照
03 研究開発施設立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に研究開発施設を新設・増設した企業	(再掲) 68ページ【基本事業 41201-03】参照
04 県営産業団地等企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県営団地等に工場等を新設・増設した企業	(再掲) 68ページ【基本事業 41201-04】参照

## (2) 県内観光の復興

### ① 県内観光の復興

#### 【基本事業 42101 観光復興キャンペーンの展開】

事業名	事業主体	事業概要
01 観光復興キャンペーン推進 (復興基金事業)	観光関係 団体等	<p>震災による風評の払拭又は被災地の観光復興等のため、観光振興を目的とする団体等が行う事業に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：</p> <p>(1)被災地等で開催する地域イベント等            〈対象事業〉            ①被災地等で開催される観光復興イベント            ②地域が観光復興のために行う誘客宣伝活動            ③被災地等における二次交通アクセス向上に向けた取組            ④その他観光復興に資する事業            〈対象団体〉            地域住民等で構成する団体又は実行委員会等</p> <p>(2)全県を対象としたキャンペーン            〈対象事業〉            ①誘客キャンペーン（広告宣伝、誘客活動、観光宣伝キャラバン等）            ②旅行商品造成・送客促進            ③その他観光復興に資する事業            〈対象団体〉            全県を対象とした事業実施が可能な観光関係団体</p> <p>2 補助対象経費：上記に掲げる事業に要する経費</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成19年度            ただし震災被害が大きい（震度6以上）市町村を対象とした被災地等で開催する地域イベント等は、平成17年度～平成21年度</p>

#### 【基本事業 42102 コンベンションの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 コンベンション誘致推進事業  【観光振興課】	県	<p>県内各地へのコンベンション誘致活動を行うとともに、コンベンション主催者に対する県内開催誘引策として助成する。</p> <p>1 コンベンション誘致活動費            県内コンベンション施設及びアフターコンベンション情報の提供を行うとともに、学会・大会等の情報収集を行う。            ○内容            ・情報収集・提供（アフターコンベンションパンフ作成、主催者データ収集、ダイレクトメール兼アンケートの実施）            ・東京セミナーの開催            ・誘致活動            ・地元コンベンション関連企業（PCO）との連絡協議会の開催</p> <p>2 コンベンション誘致補助金            県が誘致する一定の基準を満たす学会・大会等の主催者等に対し開催費（アフターコンベンションを含む）を補助する。</p>

【基本事業 42103 観光施設の整備支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 観光施設改善資金貸付金  【観光振興課】	観光事業者	観光施設の整備を促進し、観光事業の振興を図るため、県資金を金融機関に預託し、観光事業者に対して貸し付けする。 1 融資対象者： ①県内で2年以上同様の観光事業を行っている者 ②季節旅館から普通旅館へ移行を図る者 2 融資対象施設及び資金用途： 宿泊施設、宿泊施設の付帯施設、スキー場施設、舟遊施設、休憩施設、従業員宿舎及びその付帯施設、外国人観光客を受け入れるうえで必要な施設及び設備、知事が適当と認める施設の整備に要する経費 3 融資額：対象事業費の8/10以内（70,000千円限度） 4 償還期間：7年以内（据置期間2年以内を含む） 5 融資利率：年利2.40%（保証付き 年利1.90%）

### 3 まちの再生

#### (1) まちなかの再生

##### ① 快適で安全な都市づくり支援

#### 【基本事業 51101 地域コミュニティ確保のための住宅周辺環境整備への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 住宅地区改良事業等計画基礎調査事業	市町村	<p>住宅市街地の総合的整備の計画的かつ効率的推進及び住宅地区改良事業等の促進と円滑な実施を図るため、住宅市街地整備方針や整備プログラムの策定などを行う地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う。</p> <p>1 主な補助対象：</p> <p>①住宅市街地整備方針 住環境水準を指針とした住宅市街地整備・誘導方針案の策定</p> <p>②整備プログラム 優先的に改善等を図るべき住宅市街地を整備するためのプログラムの策定</p> <p>③計画基礎調査 住宅地区改良事業等を実施するに当たって、特に必要となる現況調査、基本構想の策定等</p> <p>④まちづくり協議会支援 住宅地区改良事業の実施に当たり、良好なコミュニティ形成を図るため、住民等によるまちづくり組織に対する支援</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>①住宅市街地整備方針 現況調査費、住宅市街地整備方針案策定経費</p> <p>②整備プログラム 現況調査費、整備・誘導計画案策定経費、整備プログラム策定経費</p> <p>③計画基礎調査 現況調査費、事業計画案策定経費</p> <p>④まちづくり協議会支援 まちづくり協議会支援事業に要する経費</p> <p>3 負担割合：国 1/2、市町村 1/2</p>
02 まちづくり交付金	市町村	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度で、市町村に対して交付する。</p> <p>1 制度の概要：</p> <p>①交付期間 平成16年度創設事業で、概ね3～5年</p> <p>②都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成する。</p> <p>③交付金の交付 国（国土交通省）は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎に交付金を交付する。</p> <p>④交付金の交付限度額 交付対象事業費の概ね4割</p>

【建築住宅課】

事業名	事業主体	事業概要
【都市整備課】		<p>⑤事後評価の公表            交付金終了時、市町村は目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>2 交付対象事業：</p> <p>①基幹事業            公共施設：道路・公園・河川・下水道など            地域生活基盤施設：駐車場・地域防災施設など            高質空間形成施設：電線類地中化・地域冷暖房施設など            高次都市施設：地域交流センター・情報センターなど            土地区画整理事業などの面整備            公営住宅等整備：公営住宅・高齢者向け優良賃貸住宅など</p> <p>②提案事業            事業活用調査・まちづくり活動支援などの市町村提案ソフト事業</p>
03 地域住宅交付金 【建築住宅課】	県、市町村	(再掲) 15ページ【基本事業 11301-02】参照

【基本事業 51102 快適で安全な都市基盤整備の推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 市街地再開発事業	組合	<p>市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに道路、広場等の公共施設の整備を行う事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>1 採択の基準：</p> <p>(1)市街地再開発事業の都市計画決定がなされた地区又は採択年度内になされることが確実と見込まれる地区であること。            (2)都市再開発法などにより再開発を促進すべき地区として定められた地区において実施されるものであること。            (3)施行区域が原則0.5ha以上であること。            (4)施行区域内に都市計画決定をした広場又は街路で計画幅員が8m以上のものを含むこと。(道路特会の補助を受ける場合)</p> <p>2 補助対象：</p> <p>(1)対象となる者            市町村、市街地再開発組合など</p> <p>(2)対象事業            (一般会計：建築物などの整備費)            ①調査設計計画費            ②土地整備費            ③共同施設整備費            (道路特会：都市計画道路などの整備費)            ①都市計画道路などの用地取得や補償に必要な費用            ②都市計画道路などの整備に必要な費用</p> <p>3 負担割合：(市街地再開発組合が施行する場合)            (一般会計)            国 1/3、県 1/6、市町村 1/6、組合 1/3</p>



事業名	事業主体	事業概要
		(道路特別会計) 県道 国 1/2、県 3/8、市町村 1/8 市町村道 国 1/2、県 1/8、市町村 3/8
【都市整備課】		
02 土地区画整理事業	組合	<p>面的開発による健全な市街地の造成を図り、公共施設の整備、及び宅地の利用と公共の福祉の増進に資する。</p> <p>1 採択要件：            施行地区の地権者で構成される土地区画整理組合(以下、組合)が施行する事業で、補助基本額3億円以上のもの。            以下、(1)～(5)全てに該当する必要がある。            (1)組合が「土地区画整理法」に基づき都市計画事業として施行すること。            (2)施行地区の面積が10ha以上であること。            ただし、以下においては2ha以上。            ①人口集中地区及びこれに隣接する地区            ②被災市街地復興推進区域内            (3)都市計画道路の新築又は改築を含む地区であること。            (4)施行後における公共用地の面積が施行地区の25%以上であること。            (5)施行地区の面積が20ha未満の場合、施行地区内の都市計画において定められた幅員12m以上の道路を用地買収方式により整備することとした事業費が、当該事業費の1/3以上であること。</p> <p>2 補助割合：            (道路特別会計)国 5.0/10、県又は市町村 5.0/10            (臨時交付金) 国 5.5/10、県又は市町村 4.5/10</p>
【都市整備課】		
03 都市公園事業	県、市町村	<p>快適で安全な都市環境の形成のため、都市公園又は緑地を整備する。</p> <p>1 採択要件：            全体事業費が、県事業5億円以上、市町村事業1億円以上で、以下の要件を満たすもの            (1)都市計画法に規定する都市計画施設であること            (2)街区公園、近隣公園においては、「住宅宅地関連公共施設整備に係る公園」「面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる公園」「緑の基本計画における緑化推進を重点的に図るべき地区内の公園」または、「1ha以上の防災公園」であること            (3)特殊公園においては、「墓園」「風致公園」であること</p> <p>2 負担割合：            ・用地費 国 1/3、地方公共団体 2/3            ・施設費 国 1/2、地方公共団体 1/2</p>
【都市整備課】		

## ② 商店街の復興支援

### 【基本事業 51201 商店街の復興に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中小企業高度化資金貸付金 【商業振興課】	組合等	(再掲) 39ページ【基本事業 13501-02】参照

事業名	事業主体	事業概要
02 中心市街地商業活性化事業  【商業振興課】	商工会・商工会議所等	中心市街地におけるソフト面での活性化事業に対して支援するため、(財)にいがた産業創造機構に補助金を交付し、中心市街地商業活性化基金(高度化資金による貸付)の運用益と併せて商工会・商工会議所等に対して補助する。 1 補助対象： 中心市街地活性化協議会の構成員たる商工会・商工会議所等 2 補助対象事業： ①コンセンサス形成事業 ②テナント・ミックス管理事業 ③広域ソフト事業 ④事業設計・調査・システム開発事業 3 負担割合： (財)にいがた産業創造機構 9/10(店舗賃借料は3/10) 4 補助限度額： ①、②の事業 180万円 ③、④の事業 400万円
03 専門家派遣事業 (にいがた産業創造機構(NICO)事業) 【産業政策課】	中小企業	(再掲) 65ページ【基本事業 41101-03】参照
04 商店街地域連携機能強化支援事業 【県独自事業】  【商業振興課】	商店街振興組合、商工会、商工会議所、その他商店街組織等	地域連携等の先進的・モデル的な取組を行う商店街団体等を支援することにより、商店街の競争力強化を図る。 1 補助対象者： 商店街振興組合、商工会、商工会議所、その他商店街組織等 2 補助対象事業： 郊外型大型店の出店や少子高齢化等の新たな商業環境への対応や地域コミュニティとの連携など商店街機能の強化に向け、商店街団体等が行う新規性や競争力のあるソフト事業 3 負担割合：県 1/3、市町村 1/3、事業主体 1/3 4 補助限度額：5,000千円(計画策定事業は2,000千円)
05 商店街再生支援事業 【県独自事業】  【商業振興課】	商店街振興組合、商工会、商工会議所、その他商店街組織等	商店街活性化に自発的に取り組む商店街団体等を支援することにより、商店街の再生を図る。 1 補助対象者： 商店街振興組合、商工会、商工会議所、その他商店街組織等 2 補助対象事業： 商店街機能の維持・強化及び魅力の向上など商店街の再生に向け、商店街団体等が自発的に行うソフト及びハード事業 3 負担割合：県 1/4、市町村 1/4、事業主体 1/2 4 補助限度額： (1) 調査計画策定事業；1,000千円 (2) ソフト事業；2,500千円 (3) ハード事業；5,000千円
06 フロンティア企業支援資金 (商店街活性化支援枠) 【県独自事業】	中小企業	消費者ニーズに適合した魅力ある店づくりのための資金を融資する。 ○融資条件： ①資金使途 運転・設備

	事業名	事業主体	事業概要
	【商業振興課】		②融資限度額 5,000万円（うち運転資金1,500万円） ③融資期間 運転5年以内（据置1年以内） 設備7年以内（据置2年以内） ④融資利率 1.90%（H19.3末現在）
07	被災商店街復興対策支援 （復興基金事業）	商店街団体等	中越大震災により被災した商店街が復興に向けて行う事業に対して支援することで、商店街の早期復興を図る。 1 補助対象者： 局地激甚災害指定区域内にある商店街団体等のうち、売上が震災前の状況に回復していない構成員30名以上の商店街団体等 2 補助対象事業： 商店街の機能強化や消費マインドを喚起するなど創意工夫により商店街の売上回復に結びつく認められる事業 3 補助対象経費：事業の適切な実施に必要な経費 4 補助率：3/4以内 （補助限度額 1,000万円～1,500万円、3か年通じて） 5 事業期間：平成18年度～平成20年度

## (2) 住宅・街並みの整備

### ① 住宅地の復興支援

#### 【基本事業 52101 住宅地の復興に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
<p>01 街なみ環境整備事業</p> <p>【建築住宅課】</p>	<p>市町村</p>	<p>住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の設備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象：市町村</li> <li>2 補助対象区域： <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)街なみ環境整備促進区域 <ol style="list-style-type: none"> <li>①から③のいずれかに該当する面積1 ha以上の区域</li> <li>①接道不良住宅率70%以上、住宅戸数密度30戸/ha以上</li> <li>②区域内の幅員6 m以上の道路延長1/4未満、公園・広場・緑地の面積の合計が3%未満</li> <li>③条例等により景観形成を図るべきこととされている区域</li> </ol> </li> <li>(2)街なみ環境整備事業地区 街なみ環境整備促進区域において面積0.2ha以上であって、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されていること。</li> </ol> </li> <li>3 事業内容（補助率）： <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)協議会組織による良好な街なみ形成のための活動（国 1/2、市町村 1/2）</li> <li>(2)地方公共団体による次の事業（国 1/2、市町村 1/2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・街なみ環境整備方針の策定</li> <li>・街なみ環境整備事業計画の策定</li> <li>・生活道路、通路、公園、広場、緑地等地区施設の整備等</li> </ul> </li> <li>(3)区域内土地所有者等による次の事業（国 1/3、市町村 2/3） <ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀等の移設</li> <li>・生け垣、傾斜屋根等の修景施設等の整備等</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>
<p>02 優良建築物等整備事業</p>	<p>市町村</p>	<p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備を行う施行者に地方公共団体が費用を補助する場合、国がその費用の一部を地方公共団体に助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象地域： <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地総合再生計画区域</li> <li>・中心市街地</li> <li>・県庁所在地又は通勤圏内の人口25万人以上である都市の通勤圏</li> <li>・人口5万人以上の市の区域 他</li> </ul> </li> <li>2 対象要件： <p>次の基礎要件及びいずれかの個別要件に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)基礎要件 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) 地区面積 原則として、概ね1,000㎡以上</li> <li>イ) 地区等要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上の空地を確保すること。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

	事業名	事業主体	事業概要
	【建築住宅課】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上の接道条件を満たしていること。</li> <li>・建物の階数が地上3階以上であること。</li> <li>・建物の構造が耐火建築物又は準耐火建築物であること。</li> </ul> <p>(2)個別要件</p> <p>ア)優良再開発型</p> <p>①共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化とあわせて建築物の整備を行う事業</p> <p>②市街地環境形成タイプ 建築協定などに基づき良好な景観の形成等に配慮して協調的な建築物を整備する事業等</p> <p>③マンション建替タイプ 10人以上の区分所有者による老朽化した共同住宅の建替事業</p> <p>イ)市街地住宅供給型</p> <p>①住宅複合利用タイプ 住宅を他の施設と共同して建設することにより住宅の地価負担を軽減し、15戸以上の住宅を供給する事業</p> <p>②優良住宅供給タイプ 重点供給区域内等において優良な住宅を30戸以上供給する事業</p> <p>ウ)既存ストック活用型 既存オフィスビル等を活用して住宅を整備するもので、10戸以上住宅を供給する事業</p> <p>エ)耐震型 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、改修計画の認定を受けた建築物の耐震化を行う事業</p> <p>3 国庫補助対象経費：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査設計計画費</li> <li>・土地整備費</li> <li>・共同施設整備費</li> <li>・耐震整備費（耐震型のみ）</li> </ul> </p> <p>4 国庫補助率：  地方公共団体が施行者に補助する費用の1/2以内、かつ、補助対象事業費の1/3以内</p>
03	まちづくり交付金 【都市整備課】	市町村	(再掲) 73ページ【基本事業 51101-02】参照
04	地域住宅交付金 【建築住宅課】	県、市町村	(再掲) 15ページ【基本事業 11301-02】参照
05	小規模住宅地区等改良事業 (小規模住宅地区改良事業) 【建築住宅課】	市町村	(再掲) 15ページ【基本事業 11301-03】参照

## 4 災害に強い県づくり

### (1) 防災体制の強化

#### ① 地域防災体制の再構築

##### 【基本事業 61101 県の防災・危機管理施策の戦略的推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災・危機管理戦略策定事業 【県独自事業】  【防災企画課】	県	「防災立県」を目指すため、アクションプランを作成するほか推進のための調査研究を行う。 ○学識経験者等による戦略等の検討 ○中越大震災災害対策本部の対応の検証及びそれに基づく災害対策本部の機能向上のための調査研究
02 県地域防災計画の見直し  【防災企画課】	県	本県防災体制をより実効性あるものにするために県地域防災計画の見直しを行う。 ○他県における竜巻、集団雑踏事故等の発生を踏まえた「個別災害対策編」の見直し ○防災訓練の結果を踏まえた災害対策本部組織の見直し

##### 【基本事業 61102 県の危機管理体制の充実・強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 危機管理防災センター(仮称)建設費 【県独自事業】  【防災企画課】	県	重大な危機や災害等から県民を守るため、平常時の危機管理を行うとともに、危機発生時に市町村、関係機関などとの密接な連携のもと、迅速・的確な対策を行うため、県災害対策本部等の基盤施設を整備する。 ○建物基本・実施設計、防災情報機能整備基本・詳細設計
02 総合防災訓練費(図上訓練の実施) 【県独自事業】  【危機対策課】	県	災害応急対策における防災関係期間相互の連携協力体制の確立と実践能力を養うため、県・市合同の総合防災訓練を実施するとともに、災害時における災害対策本部要員の緊急対応力の向上を図るため、図上訓練を実施する。
03 全国瞬時警報システムの整備 新規 【危機対策課】	県	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル等の国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムの県庁舎での受信設備を整備する。

##### 【基本事業 61103 自主防災組織の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 自主防災組織リーダー等研修 【県独自事業】  【防災企画課】	県	自主防災組織の指導的立場にある者又は今後自主防災組織を結成しようとする団体の構成員等のレベルアップを図るため、研修会を実施する。 1 研修対象：県内の自主防災組織指導者等 2 研修内容：座学、演習、実技など
02 自主防災組織育成事業	市町村 県	自主防災組織による防災資機材の購入や自主防災活動に補助する市町村(自主防災組織の育成に積極的に取り組む市町村)に対しその費用の一部を補助する(補助率

事業名	事業主体	事業概要
【防災企画課】		：1/2、補助限度額200千円）。 また、県が登録した自主防災コーディネーターを研修等の講師として招請する市町村に対しその費用の一部を補助する（補助限度額20千円/回）。 併せて自主防災組織の意義等の普及・啓発のためシンポジウム等を開催する。

【基本事業 61104 津波対策の推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 津波対策推進事業 【防災企画課】	県	市町村による津波ハザードマップ作成を支援するため津波浸水想定図を提供し、併せて津波に関する知識の普及・啓発を推進するためのセミナー等を実施する。

【基本事業 61105 住宅再建等支援制度の検討】

事業名	事業主体	事業概要
01 住宅再建等支援制度検討事業 【県独自事業】 【県民生活課】	県	地震被災個人住宅の再建を支援する制度等のあり方について総合的に研究する。

② 災害時医療救護体制の充実・強化

【基本事業 61201 災害拠点病院の整備】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害時医療従事者養成事業 【医薬国保課】	国  県	1 厚生労働省研修 災害拠点病院の医療従事者（5人1班）を厚生労働省の主催する研修に参加させることにより災害時医療技術の向上を図る。 ・派遣先:独立行政法人国立病院機構災害医療センター 2 基幹災害医療センター委託研修事業 基幹災害医療センター（長岡赤十字病院）に委託し、災害時医療救護活動従事者を対象に災害時における医療従事者のあり方について研修を実施する。

【基本事業 61202 被災地に対する医療支援活動の調整・連携機能の強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 広域災害・救急医療情報システムの運営 【医薬国保課】	県	医療機関、消防、行政等の機関をコンピュータネットワークで結び、平常時は医療機関における診療の可否等各種の救急医療情報を収集・提供し、災害時には、被災地医療機関の被災状況や必要な支援項目などの情報を収集し、適切な救援救助活動を可能とする。 ○システム参加機関 141機関(平成19年3月1日現在)

事業名	事業主体	事業概要
02 災害初期医療救護活動費 【県独自事業】 【医薬国保課】	県	災害発生時に災害拠点病院が情報収集のため自主的に医療チームを派遣し、結果として災害救助法の対象とならなかった場合の費用について県が負担する。
03 災害医療コーディネーター研修 【県独自事業】 【医薬国保課】	県	災害発生時に被災地における医療需給の調整を行う災害医療コーディネーターである保健所長に対し、災害医療コーディネーターとして必要な知識・役割等について研修を行う。

【基本事業 61203 災害派遣医療チーム (DMAT) の整備】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害派遣医療チーム研修事業 【医薬国保課】	国	厚生労働省が主催する災害派遣医療チーム (DMAT) 研修に、県内対象病院からDMAT従事者を推薦し、DMAT従事者の養成を図る。 1 研修対象者： 救命救急センターまたは災害拠点病院等に勤務する医師を中心とした看護師、救急救命士等からなるチーム (1チーム5名) ※県内では、以下の5病院を対象とする 県立中央病院、下越病院、新潟市民病院、佐渡総合病院、村上総合病院 2 研修実施機関： 独立行政法人国立病院機構災害医療センター

【基本事業 61204 医療資器材の備蓄、配備】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災用医療資器材等整備事業 【県独自事業】 【医薬国保課】	県	災害発生時の医療救護活動に使用する医療資器材等を配備、備蓄する。 1 配備： 災害発生時に医療救護班と歯科医療救護班が携行するために配備している救護セットのメンテナンスを行う。 ・医療救護セット 9セットを7箇所に配備 ・歯科医療救護セット 8セットを5箇所に配備 2 備蓄： 災害発生から3日分の医療資器材等の備蓄を業者へ委託する。 ・医療品60品目を4地区に分散備蓄。(県医薬品卸組合へ委託) ・医療資器材59品目を3地区に分散備蓄。(県医理科器械同業組合へ委託)



### ③ 災害ボランティア活動の支援

#### 【基本事業 61301 災害ボランティア活動の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 新潟県災害ボランティア活動連絡協議会 【県独自事業】  【県民生活課】	県、ボランティア関係団体	<p>災害発生時に円滑なボランティア活動が実施されるよう、平常時からの人材育成や活動マニュアルの整備、ボランティア団体とのネットワーク化などを図るため、県及び関係団体で組織する「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」に「災害ボランティア基金」を設置するとともに、その基金の活用等により、ボランティア活動を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>活動の内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアコーディネーター研修などの人材育成</li> <li>災害ボランティア活動マニュアルの整備</li> <li>活動資材等の助成制度等の把握及び資材ストック情報の整理</li> <li>災害ボランティアのネットワーク構築</li> <li>県外との災害情報の受発信及び他県との協力・連携</li> </ul> </li> <li>事業期間：平成17年度～</li> </ol>
02 公益信託にいがたNPOサポートファンド助成事業 【県独自事業】  【県民生活課】	NPO法人	<p>NPO法人を対象に、地域と連携して実施する災害復興活動や今後の災害などに備えた活動の基盤整備について支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>助成対象者：県内に主たる事務所を持つNPO法人</li> <li>助成対象活動： <ul style="list-style-type: none"> <li>地域と連携して実施する災害復興活動</li> <li>今後の災害などに備えた活動基盤の整備</li> </ul> </li> <li>助成の種類： <ol style="list-style-type: none"> <li>立ち上がり期助成：成立後1年未満のNPO法人</li> <li>展開期助成：この助成を活用してNPO活動を本格的に展開しようとするNPO法人</li> </ol> </li> <li>助成額： <ol style="list-style-type: none"> <li>立ち上がり期助成 上限10万円、事業費の1/2が限度</li> <li>展開期助成 上限50万円、事業費の1/2が限度</li> </ol> </li> <li>助成対象経費： <p>講師謝金、活動に主要な役目を果たすと認められる人件費及び備品購入費、機材等借り上げ料、会議費、旅費交通費、通信費、事務費</p> </li> <li>事業期間：平成17年度～平成24年度</li> </ol>

### ④ 災害情報の入手困難者への支援

#### 【基本事業 61401 視聴覚障害者に対する情報支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域生活支援事業 (日常生活用具給付等事業)	市町村	<p>重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給付対象者及び用具：(情報支援関係) <ol style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者 <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター等</li> </ul> </li> <li>聴覚障害者 <ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者用屋内信号装置、ファクシミリ等</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>

事業名	事業主体	事業概要
【障害福祉課】		2 費用負担：国1/2、県1/4、市町村1/4 3 自己負担：実施主体である市町村の判断
02 手話通訳者等派遣事業  【障害福祉課】	県	手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障害者等に対する情報伝達等のコミュニケーションを円滑に行う。 1 派遣対象事業： ・県が開催する大会、研修会、説明会等 ・その他県が派遣を適当と認めた場合 2 派遣通訳等： 県登録の手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員 3 費用負担：国 1/2、県 1/2

**【基本事業 61402 在住外国人への支援】**

事業名	事業主体	事業概要
01 在住外国人に対する多言語の 防災情報提供 【国際課】	県	多言語（英、中、露、韓、やさしい日本語）の防災パンフレットを作成し、在住外国人の防災意識の啓発を図る。

## (2) 防災基盤の強化

### ① 緊急輸送ネットワークの整備

#### 【基本事業 62101 地域高規格道路の整備推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 長岡東西道路の整備促進  【道路建設課】	国、県	<p>広域的な人の移動及び物資の輸送に必要な幹線道路網のリダンダンシー（災害時に機能不全とならないように備えるネットワークの多重化）を確保するため、地域高規格道路事業を推進し、大災害時における安全・安心な輸送経路の確保を図る。</p> <p>1 事業内容： 地域高規格道路「長岡東西道路」の一部として、長岡市街地内の交通混雑の解消及び物流の効率化を図るため、長岡市要町から西津町に至る延長3.3kmの4車線（暫定2車線）の道路整備を行う。</p> <p>2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10</p>

#### 【基本事業 62102 災害に強い道路づくりの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 道路改築事業 (交通円滑化事業) (地域連携推進事業) (交通連携推進事業) (緊急地方道路整備事業)  【道路建設課】	県	<p>広域的な人の移動及び物資の輸送に必要な幹線道路網のリダンダンシー（災害時に機能不全とならないように備えるネットワークの多重化）を確保するため、特に必要な道路ネットワークの整備を推進し、大災害時における安全・安心な輸送経路の確保を図る。</p> <p>○負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10</p>
02 震災対策橋梁補修事業ほか  【道路管理課】	県	<p>震災に備え、橋梁の耐震補強や盛土や斜面の強化をはかる。</p> <p>1 橋梁耐震3カ年プログラムによる緊急輸送道路の強化 ・橋梁補修事業（公共） 補助率 1/2 ・耐震対策橋梁補修事業（県単）</p> <p>2 盛土や斜面の強化 ・災害防除事業（公共） 補助率 1/2 ・道路防災対策事業（県単）</p>

### ② 自然の猛威に備えた防災施設の整備と強化

#### 【基本事業 62201 災害に備えた防災事業の推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 河川改修事業(広域基幹ほか)	県	<p>指定区間内の一級河川及び二級河川において、改良工事を行う。</p> <p>1 採択の基準： 指定区間内の一級河川又は二級河川において、一定の計画に基づき施行される改良工事であって、その総事業費が都市河川にあっては、概ね24億円以上（都市河川改修費補助で採択されるものを除く。）、その他の河川にあっては、概ね12億円以上のもので、次の各号の一に該当するもの。</p>

事業名	事業主体	事業概要
【河川整備課】		(1)改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地（公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。以下同じ。）が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるもの又は農耕地が100ha以上であって、かつ、宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上であるもの。 (2)改良工事による費用便益比が1以上であるもの。 2 負担割合：国 1/2、県 1/2
02 砂防事業 【砂防課】	県	風水害、震災等により多発する土砂災害に対して、砂防設備を着実に整備することにより災害の防止を図る。 1 工事内容：えん堤工、床固工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2
03 地すべり対策事業 【砂防課】	県	風水害、震災等により多発する土砂災害に対して地すべり防止施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。 1 工事内容： 集水井工、横ボーリング工、水路工、切土工、押え盛土工、土止工、法枠工、杭工、植生工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2
04 急傾斜地崩壊対策事業 【砂防課】	県	風水害、震災等により多発する土砂災害に対して、急傾斜地崩壊防止施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。 1 工事内容： 排土工、現場吹付法枠工、防護柵工、待受擁壁工、水路工、ブロック積工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2（受益者負担金は除く）
05 総合流域防災事業（雪崩対策事業） 【砂防課】	県	豪雪により発生する雪崩に対して雪崩対策施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。 1 工事内容：雪崩予防柵、雪崩防護工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2
06 地すべり対策事業 【農地建設課】	県	風水害、震災等により多発する土砂災害に対して地すべり防止施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。 1 工事内容： 集水井工、横ボーリング工、水路工、切土工、押え盛土工、土止工、法枠工、杭工、植生工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2
07 ため池等整備事業 【農地建設課】	県	災害の恐れのある農業用ため池や用排水施設の整備を行い、農地や農業用施設等の災害の未然防止を図る。 1 工事内容： ため池工、用排水路工、頭首工、樋門（管）工等。 2 補助率：国 5~5.5/10、県 2.5~4.2/10 地元 0.8~2.5/10
08 防災ダム事業 【農地建設課】	県	風水害、地震等によるダム決壊を防止するために、防災機能を付加して、災害の未然防止を図る。 1 工事内容：ダムの改修 2 補助率：国 5.5/10、県 3.4/10、地元 1.1/10

事業名	事業主体	事業概要
09 湛水防除事業  【農地建設課】	県	流域内の開発や地盤沈下などの自然的・社会的状況変化に起因して湛水被害が発生する恐れのある地域を対象に既存の排水施設の改修又は新設を行い、災害の未然防止を図る。 1 工事内容：排水路、排水機場、排水樋門等 2 補助率：国 5~5.5/10、県 3.2~4.2/10 地元 0.8~1.8/10

【基本事業 62202 堤防等河川管理施設の点検・対策の強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 総合流域防災事業 (堤防強化対策)  【河川管理課】 【河川整備課】	県	個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が補助を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進する。 1 採択の基準： 指定区間内の一級河川及び二級河川の堤防において、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。 2 負担割合：国 1/2、県 1/2

【基本事業 62203 災害時及び平常時における防災情報の充実】

事業名	事業主体	事業概要
01 総合流域防災事業 (情報基盤整備)  【河川管理課】 【砂防課】	県	河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害もしくはがけ崩れ災害を受けた地区または受けるおそれの高い地区に係る、雨量計、水位計、水質系、漏水量系、ワイヤーセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設、観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム、水位や流量等を予測・提供するシステム、並びに土石流、地すべり及び崖崩れに関する予警報システムの整備を行う。 1 負担割合：国 1/2、県 1/2 2 事業期間：平成16年度～平成21年度
02 総合流域防災事業 (浸水想定地区図等調査)	県、市町村	1 事業内容： (1) 浸水想定区域調査（県） 指定区間内の一級河川及び二級河川において、水防法に基づき洪水予報河川又は水位情報周知河川に指定した河川または指定する河川について実施する浸水想定区域の指定に係る調査を行う。 ○負担割合：国 1/3、県 2/3 (2) ハザードマップ調査（市町村） 水防法に基づく浸水想定区域の指定により、その区域に含まれる市町村が国及び都道府県の補助を受けて実施する洪水予報等の伝達方法、避難場所その

事業名	事業主体	事業概要
【河川管理課】		他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及びその周知に係る調査を行う。 ○負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 2 事業期間：平成17年度～平成21年度
03 総合流域防災事業 (砂防基礎調査等)  【砂防課】	県	1 砂防基礎調査等 土砂災害防止法による基本方針に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの恐れがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を行う。 ○負担割合：国 1/3、県 2/3
04 ハザードマップ作成・周知支援事業 【県独自事業】  【河川管理課】 【砂防課】	県	1 事業内容： (1)浸水想定区域図作成 総合流域防災事業の対象とならない河川の浸水想定区域図の作成を行う。 (2)土砂災害危険区域図の修正 地震で被災したことにより見直しが必要な市町村の土砂災害危険区域図の修正を行う。 2 事業期間：平成18年～

【基本事業 62204 インターネットを使用した地盤情報システムの構築】

事業名	事業主体	事業概要
01 地盤情報システムの整備  【監理課】	国、県	1 事業内容： 県内のボーリングデータを集積・デジタル化(GIS化)し、共有サーバーで保管管理するとともに、インターネットを通じて配信することで、自治体や研究機関等が地盤情報を共有することが可能となり、効率的な社会資本整備や防災関連情報の整備に資するものである。 2 事業効果： ①地盤情報の共有（地質調査の効率化・経費削減） ②地震時の被害に対する地盤の安全性等の判定や評価 ③災害復旧計画等の基礎データとして利用 ④広域な液状化発生危険区域の予測や軟弱地盤の把握 ⑤地盤の調査研究において、関係機関の連携強化 ⑥県民への地盤関連情報や防災関連情報の提供

③ 公共的施設の耐震性強化

【基本事業 62301 庁舎施設の耐震性強化と設備充実】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域振興局舎耐震診断事業  【管財課】	県	地域振興局は、災害時の「現地災害対策本部」と位置づけられていることから、耐震性の確保が重要であるため、耐震診断を行う。 ○事業計画 平成19年度 5庁舎
02 防災行政無線体制整備(防災FAX更新)	県	市町村等へ防災情報伝達を行うため設置した一斉受令FAXのうち、維持補修期間が過ぎたFAX（市町村、

事業名	事業主体	事業概要
【管財課】		消防本部、県単独事務所の計109台)の更新を行う。 ○事業期間：平成18年度～平成20年度 ※ただし、平成19年度のFAX更新整備は休止

【基本事業 62302 県立学校施設の耐震性強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 全面改築事業 【財務課】	県	老朽化した校舎の安全確保と教育環境の維持向上を図るため、県立学校の全面改築事業を行う。 ※全面改築済2校、現在の計画以降の改築校未定 1 改築計画： ①高田高校 ・事業期間：平成17年度～平成21年度 ②新発田高校 ・事業期間：平成18年度～平成21年度 ③巻高校 ・本年度敷地測量等実施 2 負担割合：県 10/10
02 県立学校大規模・耐震改修事業 【財務課】	県	老朽化した県立学校の非木造校舎について、大規模改修及び耐震改修を行い、教育環境の維持向上・安全確保を図る。 1 事業内容： ①建築後30年及び45年を改修基準年として、建物の適切な保全を図るため大規模改修工事を計画的に実施する。 ②現行耐震基準に適合しない昭和56年以前に建築された校舎については、耐震診断を行うとともに耐震性が低い校舎の耐震補強工事を大規模改修工事と併せて実施する。 2 負担割合： (1)単独 県 10/10 (2)補助 国（文部科学省、中等部等対象）1/3 県 2/3 国（国土交通省、DID地区内耐震対象） 100×0.23×1/3(%) 県 100-100×0.23×1/3(%)
03 県立学校体育館耐震診断・耐震補強事業 【財務課】	県	中越大震災により多くの学校体育館が被害を受け、授業に支障を来すとともに避難所として使用できない状態となったことから、学校体育館についても早急に耐震診断及び耐震補強を実施し、機能と安全を確保する。 1 事業内容： 現行の耐震基準に適合しない昭和56年以前に建築された学校体育館について、耐震診断を行うとともに耐震性が低い場合は耐震補強工事を実施する。 2 負担割合：県 10/10

【基本事業 62303 医療施設の耐震性強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 医療施設耐震化促進事業 【医薬国保課】	病院開設者	病院は、地震発生時においても医療提供機能が維持される必要があるため、医療機関が実施する耐震診断を支援することにより耐震化を促進し、患者や地域住民の安全を確保する。 1 事業内容： 医療機関が実施する耐震診断に対して補助金を交付する。 2 補助対象施設： 耐震化未実施の政策医療を担っている病院（公立・公的病院を除く） 3 負担割合：国1/3、県1/3、事業者1/3
02 医療施設耐震化整備事業新規 【医薬国保課】	病院開設者	医療施設の耐震化を促進し、震災時における医療の確保、地域住民の安心・安全の確保を図るため、「地震防災緊急5箇年計画」に基づき医療施設が実施する耐震化又は補強に対して補助する。 1 事業主体：救急病院等 2 負担割合：国1/3、事業者2/3

④ 住宅の耐震性強化の促進

【基本事業 62401 住宅の耐震強化への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 耐震住まいづくり支援事業 【県独自事業】 【建築住宅課】	市町村	地震時において倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図るために市町村が行う耐震診断事業に対して、県がその一部を補助する。 1 対象住宅： 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て木造住宅 2 補助対象経費： 対象住宅の耐震診断に要する費用に対して、市町村が補助する経費 3 補助金の額： 対象住宅1件当たり、3万円と補助対象経費に1/4を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額

【基本事業 62402 公営住宅の耐震改修】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域住宅交付金 【建築住宅課】	県、市町村	(再掲) 15ページ【基本事業 11301-02】参照



⑤ 災害に強い水道施設の整備

【基本事業 62501 水道施設整備への支援】

	事業名	事業主体	事業概要
01	ライフライン機能強化等事業費  【生活衛生課】	市町村	新たに19年度より地震防災対策強化地域等における水道施設（浄水場、配水池等）の耐震化の促進を図るための改築・更新事業に要する費用について補助されるよう拡充された。 1 補助対象： ①対象市町村 全市町村（一部事務組合を含む） ②対象事業 市町村（一部事務組合）が行う水道事業で給水人口が5,001人以上である上水道事業と水道事業者による水道用水を供給する水道用水供給事業で整備する水道施設 2 補助対象施設： ①緊急時給水拠点確保等事業費 配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管 ②基幹管路耐震化整備事業費 導水管、送水管、配水管 ③水道管路近代化推進事業費 導水管、送水管、配水管、ポンプ施設、電気計装設備 3 負担割合： ①の事業 国 1/3、市町村 2/3 ②の事業 国 1/2、市町村 1/2 ③の事業 国 1/4、市町村 3/4 （条件により国 1/4～1/3、市町村 3/4～2/3）
02	生活基盤近代化事業	市町村	1 補助対象： ①対象市町村 全市町村（一部事務組合を含む） ②対象事業 市町村（一部事務組合）が行う水道事業で給水人口が101人以上5,000人以下の簡易水道の水道施設又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業で次に掲げるもの。 ・しゅん工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。 ・設置後原則として10年以上経過した機械及び装置を廃止して新設するもの。 ・布設後原則として20年以上経過した管路を廃して新設するもの。 2 補助対象施設： ①取水及び貯水施設 ②導水及び送水施設 ③浄水施設 ④配水施設 ⑤飲料水供給施設（①から④までに掲げるものと給水に必要な屋外に新設する部分） 3 負担割合： ①財政力指数が0.30を超える市町村の場合 国 1/4、市町村 3/4 ただし、単位管延長が20m以上 国 4/10、市町村 6/10 単位管延長が6m以上20m未満 国 1/3、市町村 2/3



	事業名	事業主体	事業概要
	【情報政策課】		1 補助対象地域： ①過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯 ②電気通信事業者による移動通信サービスが提供されておらず、かつ、提供が予定されていない地域 2 補助対象経費： ①施設・設備費 移動通信に必要な施設・設備の設置に要する経費 ②用地取得費・道路費 施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） 3 負担割合： 国 1/2、県 1/5、市町村 2/15、事業者 1/6
02	情報通信格差是正事業 （民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業）  【情報政策課】	市町村	民放テレビ放送を1波も良好に受信できない地域において、民放テレビジョン放送中継局の施設及び共同受信アンテナを設置しケーブルで各家庭に配信する施設の設置費用に対し補助する。 1 補助対象経費： ①施設・設備費 テレビジョン放送の送受信又は再送信に必要な施設・設備の設置に要する経費 ②用地取得費・道路費 施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） 2 負担割合： ①テレビ放送中継施設の設置を行うもの 国 1/3、県 1/5、市町村 7/15 ②テレビ放送共同受信施設の設置を行うもの 国 1/3、県 1/6、市町村 1/6、加入者 1/3
03	ブロードバンド空白地域解消促進事業  【情報政策課】	市町村	県内のブロードバンド空白地域の早期解消を目指し、民間ベースでは整備が望めない地域について、ADSL又は無線によるブロードバンド基盤の整備を支援する。 1 採択要件： ○ADSL ・局舎の総回線数が1,000未満 ・特定地域（過疎等） ・国事業への実施要望なし ・一定の住民利用ニーズ ○無線 ・地理的条件等により、有効なブロードバンドサービスが受けられない地域 ・国事業への実施要望なし ・一定の住民利用ニーズ 2 補助対象経費： ①施設・設備費 ②簡易局舎整備費（用地取得費除く） ③附帯工事費 3 負担割合：（標準スキーム） 県 1/4、市町村 1/4、事業者 1/2
04	携帯電話不感地域解消促進事業 【県独自事業】 新規	市町村	県内の携帯電話不感地域の早期解消を図るため、採算性を図ることが極めて困難な地域において、移動通信用鉄塔施設（主に簡易型基地局）を地方単独事業により整備する市町村を支援する。

事業名	事業主体	事業概要
【情報政策課】		1 補助対象経費： ①施設・設備費 ②用地取得費・道路費（土地造成費含む） 2 負担割合：(標準スキーム) 県 1/5、市町村 27/40、事業者 1/8
05 コミュニティFM放送サテライト局設置支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	コミュニティFM局事業者	災害時、緊急時における情報伝達手段方法として有効なコミュニティFM放送のエリア拡大（サテライト局の設置）を支援し、被災地域住民の防災情報確保を図る。 1 補助対象者： コミュニティFM放送局を設置する事業者（ただし、中越大震災に伴う住家被害世帯数が、当該市町村所在世帯数の1割以上の市町村を放送エリアとするコミュニティFM放送局に限る。） ※対象放送局設置市町村 長岡市、柏崎市、十日町市、南魚沼市 2 補助対象経費： 市町村合併等による放送エリア拡大のためのサテライト局設置に要する経費（ただし、運営費は対象外） 3 補助率：10/10 （サテライト局1箇所あたり1,000万円を上限） 4 事業期間：平成19年度～平成24年度

【基本事業 62602 衛星携帯電話の整備支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 孤立集落防災対策モデル事業  【防災企画課】	市町村	災害時に孤立の可能性がある集落による衛星携帯電話、発電機、投光器等の整備を行う市町村に対しその費用の一部を補助する。 ○補助限度額：150千円 ○負担割合：県1/4、市町村2/4、集落1/4

## 5 震災の経験と教訓の継承・発信

### (1) 震災メモリアルと総合的教育研究機関

#### ① 震災メモリアル拠点構想

##### 【基本事業 71101 震災メモリアルパーク構想の検討】

事業名	事業主体	事業概要
01 復興計画調査費 【県独自事業】 【震災復興支援課】	県	「新潟県中越大震災復興計画」に基づく、震災メモリアルパーク構想、震災アーカイブス・ミュージアム設備構想などの創造的プロジェクトについて調査・検討する。

##### 【基本事業 71102 復興イベントの開催】

事業名	事業主体	事業概要
01 震災復興セレモニー開催費 【震災復興支援課】	県	中越大震災の犠牲者に対し、県民とともに哀悼の意を捧げるとともに、全国からいただいた支援に感謝し、復興への熱い決意を全国に発信する式典を開催する。
02 県市町村合同追悼式 【震災復興支援課】	県、被災市町村	

#### ② 震災アーカイブス・ミュージアムの整備

##### 【基本事業 71201 震災の資料・記録の収集と伝承】

事業名	事業主体	事業概要
01 復興計画調査費 【県独自事業】 【震災復興支援課】	県	(再掲) 95ページ【基本事業 71101-01】参照
02 「震災の記録」収集・保全支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	(社)中越防災安全推進機構	<p>時間の経過とともに失われつつある中越大震災に関する資料・被災現場・記録等の調査・収集・保全活動を支援することにより、貴重な「震災の記憶」が失われるのを防止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者：社団法人 中越防災安全推進機構</li> <li>2 補助対象経費：次の事業に係る経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>①震災資料を収集・保管する事業</li> <li>②被災現場を記録・保全する事業</li> <li>③復旧・復興経過を記録する事業</li> <li>④その他①～③に付随して必要な事業</li> </ol> </li> <li>3 補助額：定額</li> <li>4 事業期間：平成19年度～平成21年度</li> </ol>

③ 防災・安全に関する総合的教育研究機関の開設促進

【基本事業 71301 防災・安全に関する総合的教育研究の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害復興調査・研究活動支援 (復興基金事業) <b>新規</b>	国立大学 法人新潟 大学	新潟大学災害復興科学センターが行う被災地の復興に向けた調査・研究活動を支援し、高度な専門的知見を活用しながら地域復興を進める。 1 補助対象者：国立大学法人新潟大学 2 補助対象経費： 県及び被災市町村に施策提言を行うために実施する次の活動に要する経費 ・復興に向けた調査・研究活動 ・その他付随する活動 3 補助額：定額 4 事業期間：平成19年度～平成21年度

【基本事業 71302 総合研究センターの設置検討】

事業名	事業主体	事業概要
—	—	(検討を進める)

## Ⅱ 計画全般にかかる事業

事業名	事業主体	事業概要
中山間地域・山古志復興支援費 【震災復興支援課】	県	被災者の早期生活再建を支援するとともに、持続可能な地域経営を目指した中山間地域の復興を促進するため必要な支援・調整を行う。
復興計画推進費 【震災復興支援課】	県	平成17年8月に策定した「新潟県中越大震災復興計画(第一次)」を推進するとともに、復旧から復興への局面推移に応じた目標設定と具体的取組を明示する「第二次計画」を策定する。
復興本部運営費 【震災復興支援課】	県	復興施策の確実な実施と総合調整を行い、速やかな復旧・復興を図るため、知事を本部長とする復興本部会議を開催する。 復旧・復興に際して国の支援が必要な事項について、要望活動を行う。
市町村長意見交換会費 【震災復興支援課】	県	被災市町村との連携により県震災復興計画の円滑な推進とともに、早期の被災地復興を図るため、知事と市町村長の意見交換会を実施する。
震災復興広報強化追加 (復興基金事業)	復興基金	復興基金事業の活用による被災者の早期復旧・復興を図るため、事業紹介冊子の作成・配布など、被災者への周知に努める。 ○事業期間：平成18年度～平成21年度





## 新潟県中越大震災復興計画 事業計画（平成19年度版） 事業概要書

---

発行 平成19年4月

編集 新潟県

県民生活・環境部 震災復興支援課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区4番地1

TEL：025-280-5220 FAX：025-280-5709

E-Mail：ngt030180@pref.niigata.lg.jp

URL：http://www.pref.niigata.jp